

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券報告書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成26年 9 月12日
<b>【計算期間】</b>	特定15期（自 平成25年12月17日 至 平成26年 6 月16日）
<b>【ファンド名】</b>	スマート・インカムファンド（毎月分配型）
<b>【発行者名】</b>	三井住友アセットマネジメント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 横山 邦男
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	三島 克哉
<b>【連絡場所】</b>	東京都港区愛宕二丁目 5 番 1 号
<b>【電話番号】</b>	03-5405-0228
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当ありません。

# 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

### 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、パッシブ外国債券マザーファンド受益証券および配当フォーカスマザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債と日本の株式に分散投資を行い、利子・配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

#### (イ) 当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### (ロ) 当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券）資産配分固定型））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式および債券であり、ファンドの収益は株式市場、債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「資産複合」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

## 《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不 動 産 投 信
<b>追 加 型</b>		そ の 他 資 産
	<b>内 外</b>	( )
		<b>資 産 複 合</b>

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## 《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年 1 回	<b>グローバル</b> (日本を含む)		
一 般	年 2 回	日 本		
大 型 株	年 4 回	北 米	<b>ファミリーファンド</b>	あ り
中 小 型 株	年 6 回(隔月)	欧 州		
債 券	<b>年12回(毎月)</b>	ア ジ ア		
一 般	日 々	オセアニア		
公 債	そ の 他	中 南 米	ファンド・オブ・ファンズ	<b>な し</b>
社 債	( )	ア フ リ カ		
その他債券		中近東(中東)		
クレジット属性		エマージング		
( )				
不動産投信				
<b>その他資産</b>				
(投資信託証券(資産複合(株式、債券 資産配分固定型))				
資産複合				
( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

- 平成19年3月23日 信託契約締結、設定、運用開始。  
（設定時の委託会社はトヨタアセットマネジメント株式会社）
- 平成25年4月1日 三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。  
「T Aスマート・インカムファンド（毎月分配型）」から「スマート・インカムファンド（毎月分配型）」に名称を変更。

## (3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

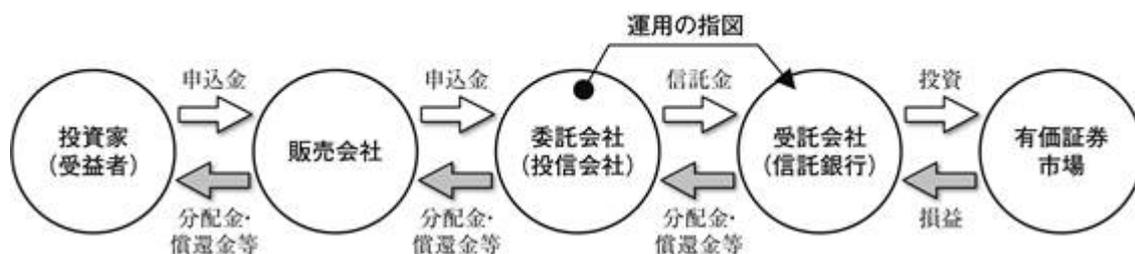
(ロ) 受託会社 「三菱UFJ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

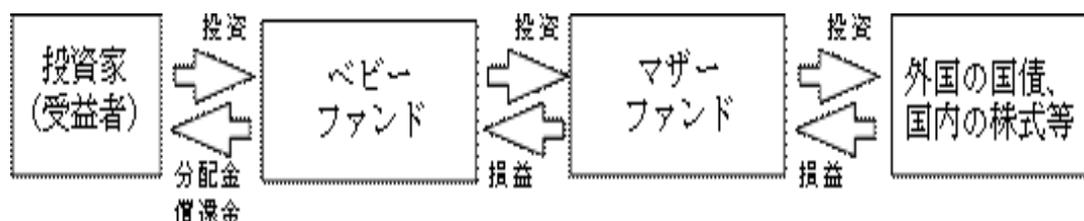
委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。



ロ 委託会社の概況

(イ) 資本金の額

2,000百万円（平成26年7月31日現在）

(ロ) 会社の沿革

- 昭和60年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 昭和62年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 昭和62年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 平成11年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 平成11年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 平成12年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 平成14年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 平成25年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

## (八) 大株主の状況

(平成26年7月31日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	7,056	40.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	4,851	27.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	882	5.0

## 2【投資方針】

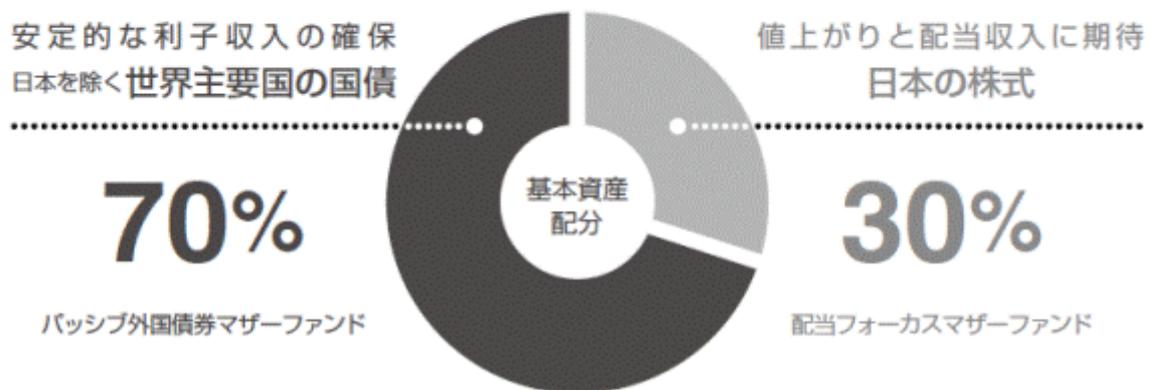
## (1)【投資方針】

- イ 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債と日本の株式に分散投資を行い、利子・配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ロ 投資態度
- (イ) マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債と日本の株式への分散投資を行い、利子・配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンド受益証券で行います。
- (ハ) 日本を除く世界主要国の国債と日本の株式への実質投資割合は、下記の基本資産配分比率に対して、原則として±5%の範囲内に収まるように調整するものとします。
- 日本を除く世界主要国の国債 ..... 純資産総額の70%
- 日本の株式 ..... 純資産総額の30%
- (ニ) 日本を除く世界主要国の国債への投資にあたっては、パッシブ外国債券マザーファンド受益証券を通じて、シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）からの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。
- (ホ) 日本の株式への投資にあたっては、配当フォーカスマザーファンド受益証券を通じて、投資企業の経営姿勢が現れる「配当」に着目して投資することで「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指します。
- (ヘ) 各資産への実質投資割合が基本資産配分比率に対してそれぞれ±5%の範囲を超えた場合には、速やかに基本資産配分比率を目処として修正します。

- (ト) 外貨建資産に対する対円での為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に対円での為替ヘッジを行う場合があります。
- (チ) 大量の追加設定または解約が発生したとき、取引所における取引の停止、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき、個別銘柄の時価総額の大幅な変動等ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色

### 1 世界の主要国(日本を除く)の国債と日本の株式に分散投資を行います。



#### 債券部分の運用方法

シティ世界国債インデックス<sup>®</sup>(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これに連動する投資成果を目指した運用を行います。

原則として対円での為替ヘッジは行いません。

※シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した円ベースの債券インデックスです。

#### 株式部分の運用方法

企業の経営姿勢が現れる《配当》に着目して投資することで、中長期的な「株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指します。

ファンドに組み入れる銘柄は、予想配当利回りが市場平均<sup>®</sup>を上回る銘柄の中から選択します。

※市場平均とは、東証第一部全銘柄の予想配当利回りを時価総額で加重平均した値をいいます。

2

## 毎月、利息・配当等収益からの安定的な分配を目指します。 また、3カ月に一度、値上がり益<sup>\*</sup>からの分配を目指します。

<sup>\*</sup>「値上がり益」とは、ファンド全体にかかる売買益等（評価益を含みます。）をいいます。



債券の利息や株式の配当金をもとに、  
毎月安定的な分配

世界の主要国の国債から得られる利息収入と日本の株式から得られる配当収入を中心に、毎月安定的な分配を目指します。



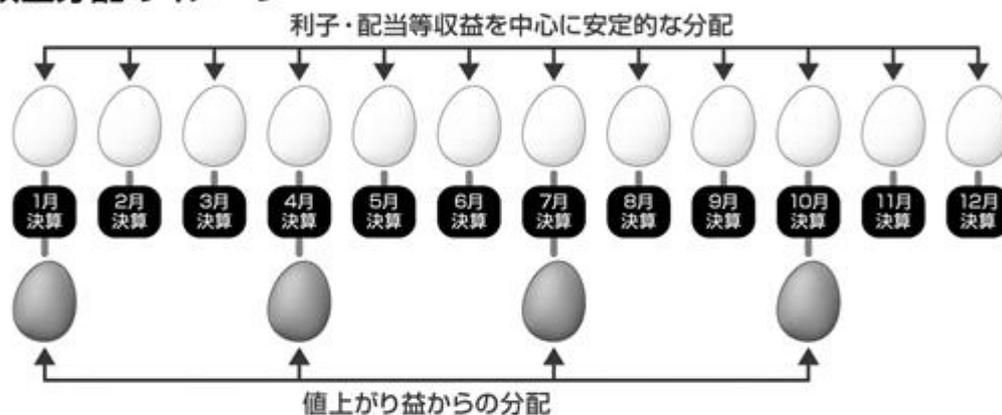
3カ月に一度、値上がり益から分配

1月、4月、7月、10月の決算時には、株式等の値上がり益があれば上乗せして分配します。

<sup>\*</sup>「安定的な分配を目指します。」としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

<sup>\*</sup> 委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### ◇収益分配のイメージ



<sup>\*</sup> 上の図は収益分配のイメージを示したものであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

●資金動向、市況動向、残存信託期間および信託財産の規模等によっては、上記の運用ができない場合があります。

### ◆ファンドのしくみ

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式<sup>\*</sup>により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行います。

「パッシブ外国債券マザーファンド」および「配当フォーカスマザーファンド」への投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債と日本の株式に分散投資を行います。



<sup>\*</sup> ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

## ◆ 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

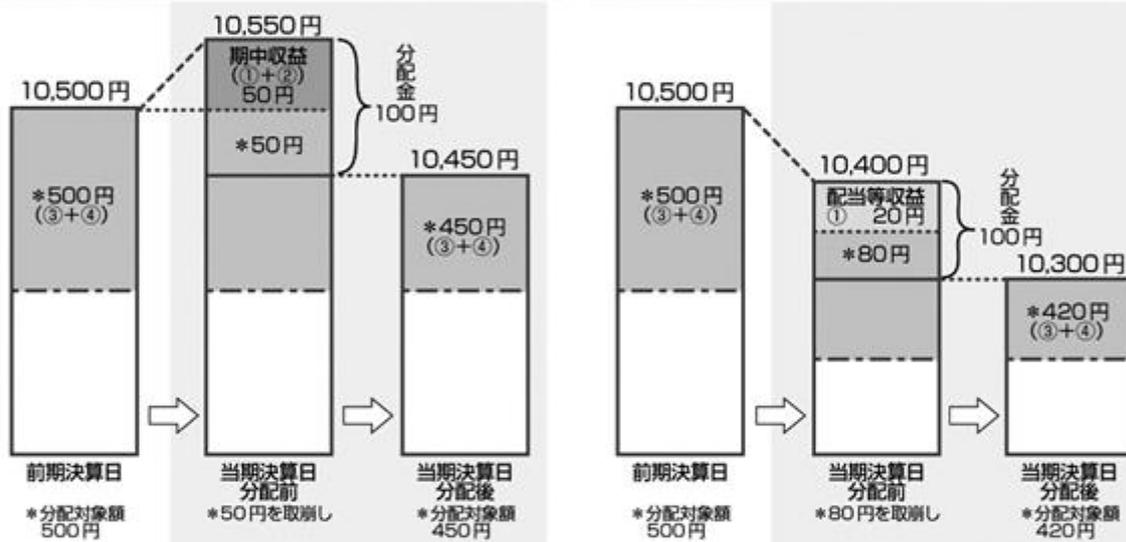


- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）

（前期決算日から基準価額が下落した場合）



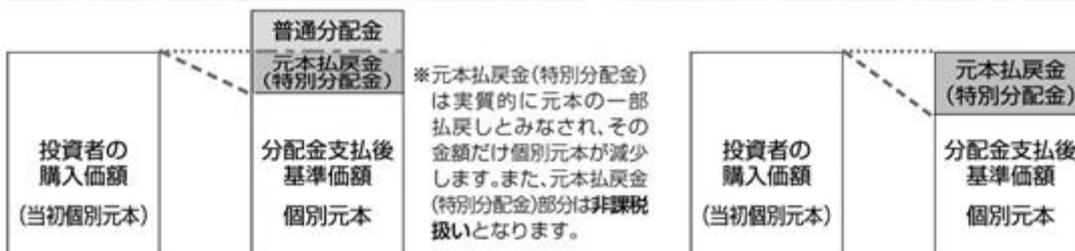
（注） 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金: 個別元本 (投資者のファンドの購入価額) を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 (特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金) の額だけ減少します。

### （２）【投資対象】

#### イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利
3. 金銭債権
4. 約束手形

(ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

#### ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、第14号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

#### ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みま

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### (3) 【運用体制】

#### イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

##### (イ) 計画 (Plan)

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

##### (ロ) 実行 (Do)

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

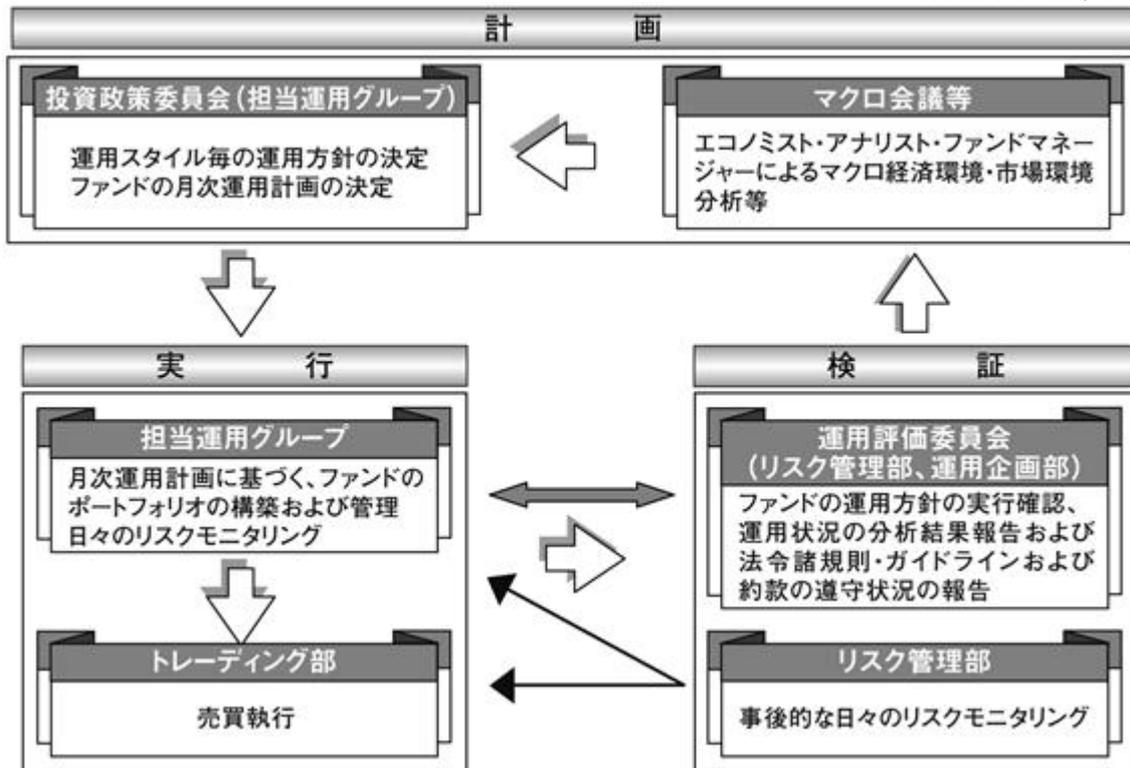
売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

##### (ハ) 検証 (Check)

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

### 〔ファンドの運用体制〕



リスク管理部は9名程度、運用企画部は7名程度で構成されています。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

- ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制  
 ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

#### （４）【分配方針】

毎月決算（原則として毎月15日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

- イ 分配対象額の範囲  
 経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ロ 分配対象額についての分配方針  
 毎決算時の分配金額は、原則として繰越分も含めた利子・配当等収益を中心に、利子・配当等収益の水準や市況動向等を勘案して委託会社が決定するものとします。なお、毎年1月、4月、7月および10月の決算時においては、基準価額水準や市況動向等を勘案して売買益等からも分配を行うことがあります。ただし、分配対象額が少額等の場合は、委託会社の判断により分配を行わないこともあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用方針  
 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、前記「（１）投資方針」に基づき運用を行います。

#### （５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- イ 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の40%以下とします。

実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率(「組入比率」といいます。)と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます(以下同じ。)

- ロ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ハ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ニ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ホ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ヘ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ト マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

#### イ 投資する株式等の範囲

- (イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (ロ) 上記(イ)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては委託会社が投資することができるものとします。

#### ロ 信用取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ロ) 信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  1. 信託財産に属する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売出しにより取得する株券
  5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
  6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

#### ハ 先物取引等の指図

- (イ) 委託会社は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所にこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

- (ロ) 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (ハ) 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

## ニ スワップ取引の運用指図

- (イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- (ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- (ニ) 上記(ハ)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (ホ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (ヘ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## ホ 金利先渡取引および為替先渡取引の指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引の指図をすることができます。
- (ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## ヘ 有価証券の貸付けの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (ロ) 上記(イ)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ト 公社債の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(二) 公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### チ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### リ 外国為替予約取引の指図

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(ロ) 上記(イ)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンド信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))を含みます。)の為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

(ハ) 上記(ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替予約の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### ヌ 資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金受渡日または解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令に基づく投資制限

##### イ 同一法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数(株主総会におい

て決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

□ デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

(参考情報: マザーファンドの投資方針等)

(パッシブ外国債券マザーファンド)

(1) 投資方針等

イ 基本方針

公社債等を主要投資対象とし、中長期的に信託財産の成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

- (イ) 主として日本を除く世界主要国の公社債に分散投資を行い、シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとし、これからの乖離を平均的に抑えていく運用を目指します。
- (ロ) ポートフォリオの見直しは適宜行い、各国の市場動向に対する感応度がベンチマークに近づくように調整を行います。
- (ハ) 外貨建資産に対する対円での為替ヘッジは、原則として行いません。ただし、市況動向等により弾力的、機動的に対円での為替ヘッジを行う場合があります。

(2) 投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
5. 転換社債の転換および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
8. 外国貸付債権信託受益権(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

- 9. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 10. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 11. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

#### 八 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針（2）投資対象 八 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

#### （3）投資制限

##### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- （イ）外貨建資産への投資に制限を設けません。
- （ロ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

##### ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

#### （配当フォーカスマザーファンド）

##### （1）投資方針等

##### イ 基本方針

主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

##### ロ 投資態度

- （イ）企業の経営姿勢が現れる"配当"に着目して投資することで、「中長期的な株価の上昇」と「配当収入」による信託財産の成長を目指して運用を行います。
- （ロ）株式への投資にあたっては、株式ポートフォリオの約7割については、「企業の配当政策」と「予想配当利回り」に主眼を置いて、総合的に評価し、組入銘柄を選定します。
- （ハ）これらの銘柄については、配当政策の変更や予想配当利回りの変化、投資環境の変化等があった場合には、適宜、銘柄の入替えを実施します。
- （ニ）残りの株式ポートフォリオの約3割程度は、配当を考慮して抽出した銘柄群の中から、委託会社開発のスコアリングモデル（収益性や成長性、株価の割安度などを統計的・計量的に分析するモデル）を活用して銘柄を選択し、投資環境に応じて適宜組み入れます。
- （ホ）ファンドに組み入れる銘柄は、予想配当利回りが市場平均<sup>\*</sup>を上回る銘柄の中から選択します。  
\* 市場平均とは、東証第一部全銘柄の予想配当利回りを時価総額で加重平均した値をいいます。
- （ヘ）株式の組入比率は、通常の状態でも高位を保つことを基本とします。
- （ト）株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- （チ）資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

##### （2）投資対象

##### イ 投資対象とする資産の種類

前記「2 投資方針（2）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

##### ロ 投資対象とする有価証券

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号(第1号から第20号まで)に掲げるものに投資します(ただし、投資法人債券を除きます。)

#### ハ 投資対象とする金融商品

前記「2 投資方針 (2) 投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

### (3) 投資制限

#### イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- (イ) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (ハ) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (ニ) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- (ホ) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (ヘ) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- (ト) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

#### ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

## 3【投資リスク】

#### イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主にわが国の株式や海外の債券を投資対象としています(マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。)。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式や債券等の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等(当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。)のうち主要なものは、以下の通りです。

#### (イ) 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### (ロ) 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

#### (ハ) 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### （二）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

#### （ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

#### （ヘ）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### （ト）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

#### ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

## 4【手数料等及び税金】

### （１）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

## (2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、1口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.1%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

## (3) 【信託報酬等】

純資産総額に年0.972%（税抜き0.9%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

< 信託報酬の配分（税抜き） >

委託会社	販売会社	受託会社
年0.4%	年0.455%	年0.045%

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

## (4) 【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0054%（税抜き0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあつたりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

## (5) 【課税上の取扱い】

- イ 個別元本について
  - (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
  - (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
  - (ハ) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本

となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

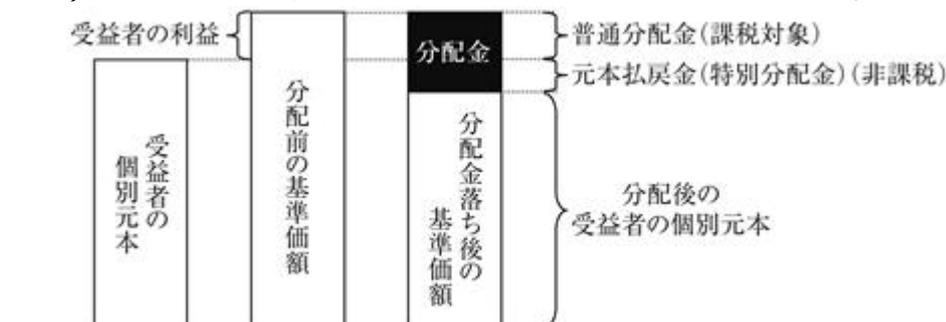
ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記、の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

二 個人、法人別の課税の取扱いについて

(イ) 個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

(ロ) 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税のみ) の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。

当ファンドは、受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

非株式割合に関する制限はありません(約款規定なし)。

上記「(5) 課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成26年7月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

スマート・インカムファンド(毎月分配型)

平成26年 7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	451,960,297	100.13
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		585,311	0.13
合計(純資産総額)		451,374,986	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

スマート・インカムファンド(毎月分配型)

#### イ 主要投資銘柄

平成26年 7月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	パッシブ外国債券マザーファンド	127,222,446	2.4706	314,315,776	2.4871	316,414,945	70.10
日本	親投資信託 受益証券	配当フォーカスマザーファンド	88,858,891	1.5110	134,265,785	1.5254	135,545,352	30.03

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

## □ 種類別の投資比率

平成26年 7月31日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.13
合計	100.13

### 【投資不動産物件】

スマート・インカムファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

スマート・インカムファンド（毎月分配型）

該当事項はありません。

## （３）【運用実績】

### 【純資産の推移】

スマート・インカムファンド（毎月分配型）

年月日	純資産総額 （円）		1万口当たりの 純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定1期（平成19年 6月15日）	1,913,760,664	1,917,548,486	10,076	10,096
特定2期（平成19年12月17日）	1,831,281,192	1,860,470,315	9,551	9,701
特定3期（平成20年 6月16日）	1,690,383,467	1,712,848,709	9,193	9,313
特定4期（平成20年12月15日）	1,218,793,157	1,245,818,102	6,950	7,100
特定5期（平成21年 6月15日）	1,286,097,802	1,306,882,743	7,499	7,619
特定6期（平成21年12月15日）	1,192,538,801	1,223,137,299	7,078	7,258
特定7期（平成22年 6月15日）	1,093,216,357	1,121,381,609	6,706	6,876
特定8期（平成22年12月15日）	931,498,478	948,151,476	6,455	6,565
特定9期（平成23年 6月15日）	808,068,558	821,391,546	6,321	6,421
特定10期（平成23年12月15日）	687,962,871	700,283,831	5,847	5,947
特定11期（平成24年 6月15日）	655,681,188	665,316,699	5,968	6,053
特定12期（平成24年12月17日）	560,852,261	566,392,786	6,554	6,614
特定13期（平成25年 6月17日）	572,792,813	579,188,207	7,808	7,888
特定14期（平成25年12月16日）	522,602,555	526,614,384	8,532	8,592
特定15期（平成26年 6月16日）	465,267,758	469,226,138	8,639	8,709
平成25年 7月末日	566,841,161		7,969	
8月末日	534,228,812		7,855	
9月末日	535,414,003		8,098	
10月末日	534,444,305		8,255	

11月末日	538,667,030		8,556	
12月末日	524,265,564		8,770	
平成26年 1月末日	491,292,710		8,491	
2月末日	489,511,459		8,492	
3月末日	486,583,042		8,558	
4月末日	466,870,867		8,515	
5月末日	464,435,260		8,564	
6月末日	461,890,706		8,709	
7月末日	451,374,986		8,782	

## 【分配の推移】

## スマート・インカムファンド（毎月分配型）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定1期	平成19年 3月23日～平成19年 6月15日	20
特定2期	平成19年 6月16日～平成19年12月17日	150
特定3期	平成19年12月18日～平成20年 6月16日	120
特定4期	平成20年 6月17日～平成20年12月15日	150
特定5期	平成20年12月16日～平成21年 6月15日	120
特定6期	平成21年 6月16日～平成21年12月15日	180
特定7期	平成21年12月16日～平成22年 6月15日	170
特定8期	平成22年 6月16日～平成22年12月15日	110
特定9期	平成22年12月16日～平成23年 6月15日	100
特定10期	平成23年 6月16日～平成23年12月15日	100
特定11期	平成23年12月16日～平成24年 6月15日	85
特定12期	平成24年 6月16日～平成24年12月17日	60
特定13期	平成24年12月18日～平成25年 6月17日	80
特定14期	平成25年 6月18日～平成25年12月16日	60
特定15期	平成25年12月17日～平成26年 6月16日	70

## 【収益率の推移】

## スマート・インカムファンド（毎月分配型）

	収益率（％）
特定1期	1.0
特定2期	3.7
特定3期	2.5
特定4期	22.8
特定5期	9.6
特定6期	3.2
特定7期	2.9
特定8期	2.1
特定9期	0.5
特定10期	5.9

特定11期	3.5
特定12期	10.8
特定13期	20.4
特定14期	10.0
特定15期	2.1

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

#### （４）【設定及び解約の実績】

##### スマート・インカムファンド（毎月分配型）

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定1期	1,913,086,357	13,731,069
特定2期	165,439,546	147,491,282
特定3期	36,415,482	114,959,149
特定4期	16,491,582	101,513,947
特定5期	8,811,558	47,474,494
特定6期	10,356,286	40,664,595
特定7期	7,082,372	61,749,437
特定8期	5,002,028	191,993,488
特定9期	3,430,276	168,170,168
特定10期	1,822,115	103,607,140
特定11期	2,045,970	80,024,260
特定12期	193,647	243,121,328
特定13期	193,978	122,274,278
特定14期	41,008	121,107,156
特定15期	687,690	74,664,584

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

#### （参考）

##### （１）投資状況

##### パッシブ外国債券マザーファンド

平成26年 7月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 （円）	投資比率 （％）
-------	------	-------------	-------------

国債証券	アメリカ	24,640,121,908	37.27
	フランス	6,929,152,878	10.48
	イタリア	6,886,953,173	10.42
	ドイツ	5,602,317,814	8.47
	イギリス	5,316,553,240	8.04
	スペイン	3,716,352,866	5.62
	オランダ	1,844,678,702	2.79
	ベルギー	1,837,604,078	2.78
	カナダ	1,477,971,322	2.24
	オーストリア	1,163,103,684	1.76
	オーストラリア	1,102,705,089	1.67
	メキシコ	708,229,593	1.07
	アイルランド	561,578,996	0.85
	デンマーク	525,703,659	0.80
	フィンランド	456,398,742	0.69
	ポーランド	454,691,669	0.69
	スウェーデン	371,488,015	0.56
	マレーシア	359,387,446	0.54
	南アフリカ	325,809,377	0.49
	シンガポール	249,512,431	0.38
スイス	233,783,809	0.35	
ノルウェー	189,820,004	0.29	
	小計	64,953,918,495	98.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,161,142,869	1.76
合計(純資産総額)		66,115,061,364	100.00

### 配当フォーカスマザーファンド

平成26年 7月31日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	3,324,586,600	98.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		66,669,349	1.97
合計(純資産総額)		3,391,255,949	100.00

### (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

パッシブ外国債券マザーファンド

イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

平成26年 7月31日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	3,940,000	10,272.94	404,754,124	10,259.28	404,215,927	0.625	2016/11/15	0.61
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.75	3,490,000	10,146.79	354,123,156	10,139.56	353,870,773	0.750	2017/10/31	0.54
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	3,410,000	10,305.57	351,419,937	10,297.05	351,129,500	0.625	2016/7/15	0.53
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.75	1,790,000	15,184.18	271,796,857	15,139.39	270,995,206	3.750	2017/4/25	0.41
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.5	2,590,000	10,323.05	267,367,112	10,235.98	265,112,027	2.500	2024/5/15	0.40
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.375	2,500,000	10,291.02	257,275,660	10,296.24	257,406,230	0.375	2016/1/15	0.39
イタリア	国債証券	BTPS 3.75	1,750,000	14,658.29	256,520,229	14,660.12	256,552,251	3.750	2016/8/1	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.25	2,490,000	10,284.19	256,076,494	10,294.64	256,336,590	0.250	2015/9/15	0.39
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 2.5	1,670,000	14,745.97	246,257,832	15,292.07	255,377,726	2.500	2020/10/25	0.39
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.875	2,650,000	8,702.07	230,604,966	9,450.14	250,428,903	2.875	2043/5/15	0.38
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.5	1,530,000	15,268.24	233,604,072	16,360.58	250,316,883	3.500	2026/4/25	0.38
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.5	1,250,000	18,546.50	231,831,275	19,951.09	249,388,718	5.500	2029/4/25	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.375	2,420,000	10,298.65	249,227,567	10,304.28	249,363,682	0.375	2015/11/15	0.38
イギリス	国債証券	TREASURY 1.25	1,460,000	17,119.86	249,949,956	17,051.65	248,954,119	1.250	2018/7/22	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.125	2,280,000	10,850.67	247,395,390	10,909.33	248,732,762	3.125	2021/5/15	0.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.25	2,410,000	10,290.62	248,004,054	10,296.24	248,139,605	0.250	2015/7/15	0.38
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3	1,570,000	15,073.52	236,654,399	15,788.02	247,871,939	3.000	2022/4/25	0.37
イタリア	国債証券	BTPS 4	1,580,000	15,091.55	238,446,634	15,675.43	247,671,936	4.000	2020/9/1	0.37
イタリア	国債証券	BTPS 6	1,310,000	17,174.70	224,988,609	18,409.39	241,163,022	6.000	2031/5/1	0.36
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.25	2,280,000	10,279.77	234,378,919	10,291.42	234,644,561	0.250	2015/10/15	0.35
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.25	1,600,000	14,643.31	234,293,072	14,537.62	232,601,990	3.250	2016/4/25	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3	2,140,000	10,903.70	233,339,330	10,812.10	231,379,074	3.000	2016/9/30	0.35
イギリス	国債証券	TREASURY 6	980,000	23,298.25	228,322,939	23,608.32	231,361,536	6.000	2028/12/7	0.35
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25	2,240,000	10,302.48	230,775,653	10,325.97	231,301,937	2.250	2021/3/31	0.35
イタリア	国債証券	BTPS 6.5	1,210,000	17,757.32	214,863,589	18,867.98	228,302,672	6.500	2027/11/1	0.35

アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75	2,020,000	10,422.40	210,532,504	11,215.47	226,552,516	3.750	2041/8/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 0.625	2,220,000	10,187.77	226,168,597	10,182.95	226,061,568	0.625	2017/5/31	0.34
フランス	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.25	1,410,000	15,373.65	216,768,564	16,027.24	225,984,118	3.250	2021/10/25	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.125	2,200,000	10,110.63	222,434,017	10,217.50	224,785,103	2.125	2021/8/15	0.34
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375	2,140,000	10,386.24	222,265,598	10,436.86	223,348,900	2.375	2020/12/31	0.34

## □ 種類別の投資比率

平成26年 7月31日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	98.24
合計	98.24

## 配当フォーカスマザーファンド

### イ 主要投資銘柄(上位30銘柄)

平成26年 7月31日現在

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	25,000	6,039.00	150,975,000	6,137.00	153,425,000	4.52
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	110,000	1,284.00	141,240,000	1,327.50	146,025,000	4.31
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	233,000	637.00	148,421,000	615.60	143,434,800	4.23
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	29,800	4,964.00	147,927,200	4,260.00	126,948,000	3.74
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	32,800	3,128.00	102,598,400	3,652.00	119,785,600	3.53
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	24,000	3,920.00	94,080,000	3,654.00	87,696,000	2.59
日本	株式	科研製薬	医薬品	35,000	1,604.00	56,140,000	2,309.00	80,815,000	2.38
日本	株式	ローソン	小売業	9,000	7,500.00	67,500,000	7,740.00	69,660,000	2.05
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	21,000	3,085.32	64,791,844	3,272.00	68,712,000	2.03
日本	株式	大東建託	建設業	5,500	9,468.00	52,074,000	12,475.00	68,612,500	2.02
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	18,000	3,659.27	65,867,021	3,742.00	67,356,000	1.99
日本	株式	KDDI	情報・通信業	11,000	5,965.00	65,615,000	5,997.00	65,967,000	1.95
日本	株式	NECネットエスアイ	情報・通信業	26,000	2,347.00	61,022,000	2,537.00	65,962,000	1.95
日本	株式	丸一鋼管	鉄鋼	22,500	2,619.00	58,927,500	2,874.00	64,665,000	1.91
日本	株式	リコー	電気機器	48,000	1,122.00	53,856,000	1,199.50	57,576,000	1.70
日本	株式	西日本旅客鉄道	陸運業	12,000	4,275.00	51,300,000	4,698.00	56,376,000	1.66
日本	株式	伊藤忠テクノソリューションズ	情報・通信業	12,000	4,215.00	50,580,000	4,660.00	55,920,000	1.65

日本	株式	アステラス製薬	医薬品	39,500	1,188.00	46,926,000	1,415.00	55,892,500	1.65
日本	株式	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	122,000	488.00	59,536,000	452.10	55,156,200	1.63
日本	株式	日鉄住金物産	卸売業	129,000	392.94	50,690,319	410.00	52,890,000	1.56
日本	株式	ニチアス	ガラス・土石製品	79,000	728.00	57,512,000	669.00	52,851,000	1.56
日本	株式	ホギメディカル	繊維製品	9,000	5,200.00	46,800,000	5,790.00	52,110,000	1.54
日本	株式	共立印刷	その他製品	168,900	298.64	50,440,697	288.00	48,643,200	1.43
日本	株式	JXホールディングス	石油・石炭製品	88,000	513.00	45,144,000	534.50	47,036,000	1.39
日本	株式	旭化成	化学	57,000	781.00	44,517,000	822.00	46,854,000	1.38
日本	株式	オイレス工業	機械	18,000	2,216.00	39,888,000	2,586.00	46,548,000	1.37
日本	株式	小松製作所	機械	20,000	2,031.56	40,631,221	2,309.00	46,180,000	1.36
日本	株式	パーク24	不動産業	23,500	2,128.00	50,008,000	1,902.00	44,697,000	1.32
日本	株式	ポーラ・オルビスホールディングス	化学	10,000	3,770.59	37,705,929	4,290.00	42,900,000	1.27
日本	株式	センコー	陸運業	80,000	506.00	40,480,000	531.00	42,480,000	1.25

## □ 種類別・業種別の投資比率

平成26年 7月31日現在

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	-------------

株式	国内	建設業	4.98
		食料品	4.53
		繊維製品	1.54
		化学	6.44
		医薬品	4.03
		石油・石炭製品	2.19
		ゴム製品	2.94
		ガラス・土石製品	1.56
		鉄鋼	1.91
		非鉄金属	1.46
		機械	5.33
		電気機器	6.70
		輸送用機器	11.00
		精密機器	0.98
		その他製品	1.43
		陸運業	2.92
		情報・通信業	7.02
		卸売業	8.94
		小売業	4.24
		銀行業	9.60
証券、商品先物取引業	0.95		
保険業	2.03		
不動産業	1.32		
サービス業	4.01		
合計		98.03	

## 投資不動産物件

パッシブ外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

配当フォーカスマザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

パッシブ外国債券マザーファンド

平成26年 7月31日現在

種類	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)

為替予約取引	通貨	買建	744,077.49	76,000,000	76,520,929	0.11
	米ドル	買建	744,077.49	76,000,000	76,520,929	0.11
	カナダドル	買建	53,062.39	5,000,000	5,002,191	0.00
	メキシコペソ	買建	255,582.24	2,000,000	1,998,653	0.00
	ユーロ	買建	678,936.93	93,000,000	93,550,719	0.14
	英ポンド	買建	103,998.12	18,000,000	18,094,632	0.02
	デンマーククローネ	買建	108,863.09	2,000,000	2,011,789	0.00
	ポーランドズロチ	買建	30,296.88	1,000,000	1,003,735	0.00
	オーストラリアドル	買建	31,293.13	3,000,000	3,001,324	0.00

(注) わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

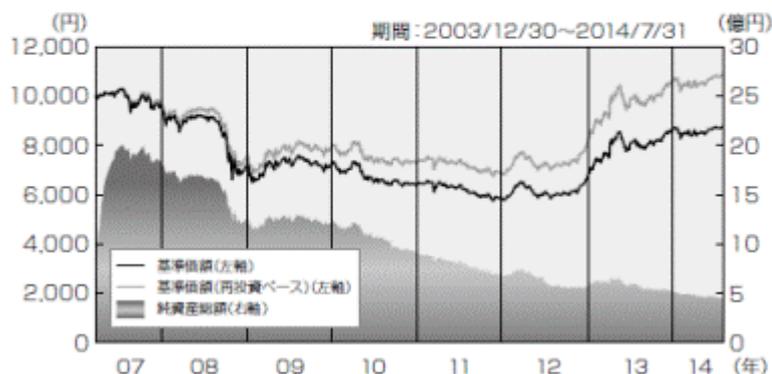
配当フォーカスマザーファンド  
該当事項はありません。

〔参考情報〕

基準日2014年7月31日

※ ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ 委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

## 基準価額・純資産の推移



※ 基準価額、基準価額(再投資ベース)は、1万口当たり、信託報酬控除後です。  
※ 基準価額(再投資ベース)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

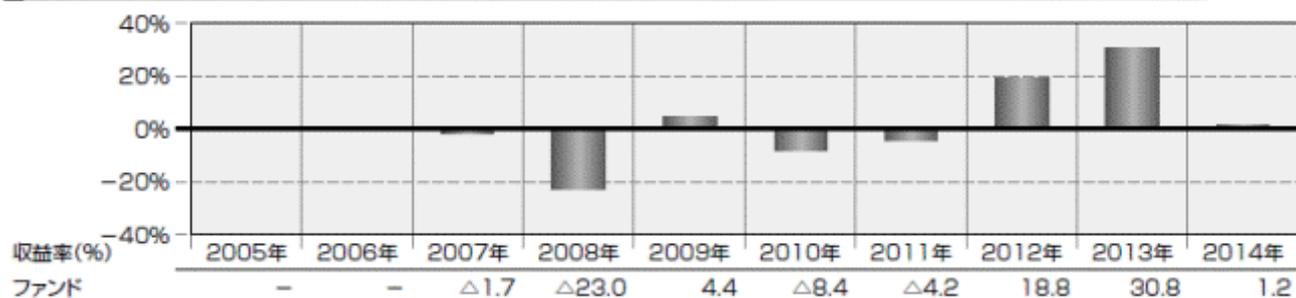
基準価額	8.782円
純資産総額	5億円

## 分配の推移

決算期	分配金
2014年7月	20円
2014年6月	10円
2014年5月	10円
2014年4月	10円
2014年3月	10円
直近1年間累計	140円
設定来累計	1,595円

※ 分配金は1万口当たり、税引前です。  
※ 直近5計算期間を記載しています。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)



※ ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。  
※ 2007年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2007年3月23日)から年末までの騰落率を表示しています。  
※ 2014年のファンドの収益率は、年初から2014年7月31日までの騰落率を表示しています。  
※ ファンドにはベンチマークはありません。



## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

#### （ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

#### ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

#### ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、2.16%（税抜き2.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a>

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

#### ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

#### ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨーク、ロンドンの取引所または銀行の休業日のいずれかに当たる場合には、解約請求の受け付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.1%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

#### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「スマイン」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号	インターネット・ ホームページ・アドレス
--------	------	-------------------------

三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com
--------------------	--------------	------------------------

お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

(2) 【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成19年3月23日から下記「(5) その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

イ 信託の終了

(イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e. 委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 上記c～eまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただ

し、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(二) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

八 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
  - (ロ) 委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
  - (ハ) 上記(ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二) 上記(ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付しま

す。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

## ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

## ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれから、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

## ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

## ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は6ヵ月(原則として6月、12月の各決算時までの期間)毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

平成26年12月以降については、「運用報告書」の記載事項のうち重要なものを記載した「交付運用報告書」を作成します。

「運用報告書」(「交付運用報告書」を作成している場合は「交付運用報告書」)は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

## 4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者)とします。)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

### ロ 償還金請求権

受益者は、持分にに応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

#### 八 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

#### 二 信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に関する異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となる場合は、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、委託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

#### ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定15期(平成25年12月17日から平成26年6月16日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【スマート・インカムファンド（毎月分配型）】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	特定14期 (平成25年12月16日現在)	特定15期 (平成26年 6月16日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,089,214	1,886,653
親投資信託受益証券	522,542,236	464,591,792
未収入金	2,612,000	
未収利息		1
流動資産合計	526,243,450	466,478,446
資産合計	526,243,450	466,478,446
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	612,530	538,553
未払解約金	2,597,327	274,149
未払受託者報酬	21,434	19,790
未払委託者報酬	407,232	376,008
その他未払費用	2,372	2,188
流動負債合計	3,640,895	1,210,688
負債合計	3,640,895	1,210,688
純資産の部		
元本等		
元本	612,530,414	538,553,520
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	89,927,859	73,285,762
元本等合計	522,602,555	465,267,758
純資産合計	522,602,555	465,267,758
負債純資産合計	526,243,450	466,478,446

## （ 2 ） 【 損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	特定14期	特定15期
	自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月16日	自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日
営業収益		
受取利息	502	71
有価証券売買等損益	55,257,405	12,490,556
営業収益合計	55,257,907	12,490,627
営業費用		
受託者報酬	129,894	115,762
委託者報酬	2,468,039	2,199,380
その他費用	14,373	12,800
営業費用合計	2,612,306	2,327,942
営業利益	52,645,601	10,162,685
経常利益	52,645,601	10,162,685
当期純利益	52,645,601	10,162,685
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	508,860	803,432
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	160,803,749	89,927,859
剰余金増加額又は欠損金減少額	22,758,162	11,334,057
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	22,758,162	11,334,057
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,184	92,833
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,184	92,833
分配金	4,011,829	3,958,380
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	89,927,859	73,285,762

( 3 ) 【注記表】  
( 重要な会計方針の注記 )

項 目	特定15期 自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当特定期間は前期末および当期末が休日のため、平成25年12月17日から平成26年 6月16日までとなっております。</p>

( 貸借対照表に関する注記 )

項 目	特定14期 ( 平成25年12月16日現在 )	特定15期 ( 平成26年 6月16日現在 )
1. 受益権総数	当特定期間の末日における受益権の総数 612,530,414口	当特定期間の末日における受益権の総数 538,553,520口
2. 元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 89,927,859円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額 73,285,762円
3. 1単位当たり純資産額	0.8532円 ( 1万口 = 8,532円 )	0.8639円 ( 1万口 = 8,639円 )

( 損益及び剰余金計算書に関する注記 )

項 目	特定14期 自 平成25年 6月18日 至 平成25年12月16日	特定15期 自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日

<p>分配金の計算過程</p>	<p>(自平成25年6月18日 至平成25年7月16日) 第74計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,199,125円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(3,071,437円)、および分配準備積立金(4,577,315円)より、分配対象収益は8,847,877円(1万口当たり122.17円)であり、うち724,201円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年7月17日 至平成25年8月15日) 第75計算期間末における費用控除後の配当等収益(516,495円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,976,690円)、および分配準備積立金(4,911,066円)より、分配対象収益は8,404,251円(1万口当たり119.74円)であり、うち701,818円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年8月16日 至平成25年9月17日) 第76計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,041,915円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,642,298円)、および分配準備積立金(4,733,943円)より、分配対象収益は8,418,156円(1万口当たり125.57円)であり、うち670,394円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成25年9月18日 至平成25年10月15日) 第77計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,203,551円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,598,569円)、および分配準備積立金(5,025,393円)より、分配対象収益は9,827,513円(1万口当たり149.06円)であり、うち659,297円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自平成25年12月17日 至平成26年1月15日) 第80計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,060,335円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,311,073円)、および分配準備積立金(6,373,990円)より、分配対象収益は9,745,398円(1万口当たり166.68円)であり、うち1,169,311円(1万口当たり20円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成26年1月16日 至平成26年2月17日) 第81計算期間末における費用控除後の配当等収益(482,376円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,226,434円)、および分配準備積立金(6,255,282円)より、分配対象収益は8,964,092円(1万口当たり155.12円)であり、うち577,859円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成26年2月18日 至平成26年3月17日) 第82計算期間末における費用控除後の配当等収益(515,260円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(2,034,470円)、および分配準備積立金(6,277,508円)より、分配対象収益は8,827,238円(1万口当たり154.15円)であり、うち572,620円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p> <p>(自平成26年3月18日 至平成26年4月15日) 第83計算期間末における費用控除後の配当等収益(1,961,629円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(1,918,966円)、および分配準備積立金(6,092,751円)より、分配対象収益は9,973,346円(1万口当たり179.61円)であり、うち555,270円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>
-----------------	--	--

<p>（自平成25年10月16日 至平成25年11月15日） 第78計算期間末における費用控除後の配当等収益（936,006円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,536,665円）、および分配準備積立金（6,423,493円）より、分配対象収益は9,896,164円（1万口当たり153.76円）であり、うち643,589円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成25年11月16日 至平成25年12月16日） 第79計算期間末における費用控除後の配当等収益（882,505円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,414,385円）、および分配準備積立金（6,403,338円）より、分配対象収益は9,700,228円（1万口当たり158.36円）であり、うち612,530円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>	<p>（自平成26年4月16日 至平成26年5月15日） 第84計算期間末における費用控除後の配当等収益（803,562円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,882,679円）、および分配準備積立金（7,362,027円）より、分配対象収益は10,048,268円（1万口当たり184.45円）であり、うち544,767円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p> <p>（自平成26年5月16日 至平成26年6月16日） 第85計算期間末における費用控除後の配当等収益（756,226円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,861,212円）、および分配準備積立金（7,537,472円）より、分配対象収益は10,154,910円（1万口当たり188.55円）であり、うち538,553円（1万口当たり10円）を分配金額としております。</p>
---	---

## （金融商品に関する注記）

## ．金融商品の状況に関する事項

項 目	特定15期 自平成25年12月17日 至平成26年 6月16日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

#### 金融商品の時価等に関する事項

項目	特定15期 (平成26年 6月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(有価証券に関する注記)  
売買目的有価証券

特定14期（自 平成25年6月18日 至 平成25年12月16日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
----	---------------------

親投資信託受益証券	11,582,695円
合 計	11,582,695円

特定15期(自平成25年12月17日 至平成26年6月16日)

種 類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	6,503,009円
合 計	6,503,009円

(デリバティブ取引に関する注記)

特定14期(平成25年12月16日現在)

該当事項はありません。

特定15期(平成26年6月16日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特定14期(自平成25年6月18日 至平成25年12月16日)

該当事項はありません。

特定15期(自平成25年12月17日 至平成26年6月16日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	特定14期 (平成25年12月16日現在)	特定15期 (平成26年 6月16日現在)
期首元本額	733,596,562円	612,530,414円
期中追加設定元本額	41,008円	687,690円
期中一部解約元本額	121,107,156円	74,664,584円

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備 考
親投資信託 受益証券	配当フォーカスマザーファンド	96,825,509	142,488,419	
	パッシブ外国債券マザーファンド	131,165,604	322,103,373	
	親投資信託受益証券 小計	227,991,113	464,591,792	
合 計			464,591,792	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

（参考情報）

スマート・インカムファンド（毎月分配型）は、「パッシブ外国債券マザーファンド」および「配当フォーカスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、以下に記載した状況は、監査の対象外です。

「パッシブ外国債券マザーファンド」の状況

（１）貸借対照表

（単位：円）

	（平成25年12月16日現在）	（平成26年 6月16日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	212,261,101	486,832,877
コール・ローン	27,049,165	35,121,539
国債証券	63,075,362,668	63,976,362,799
未収利息	633,752,370	618,248,387
前払費用	22,370,054	27,029,375
流動資産合計	63,970,795,358	65,143,594,977
資産合計	63,970,795,358	65,143,594,977
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	36,809	
未払金		265,105,474
未払解約金	21,152,161	1,415,970
流動負債合計	21,188,970	266,521,444
負債合計	21,188,970	266,521,444
純資産の部		
元本等		
元本	26,619,608,500	26,419,277,028
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	37,329,997,888	38,457,796,505
元本等合計	63,949,606,388	64,877,073,533
純資産合計	63,949,606,388	64,877,073,533
負債純資産合計	63,970,795,358	65,143,594,977

（２）注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日
-----	--------------------------------

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、わが国における対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条に基づいて処理しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(平成25年12月16日現在)	(平成26年 6月16日現在)
1. 受益権総数	平成25年12月16日における受益権の総数 26,619,608,500口	平成26年 6月16日における受益権の総数 26,419,277,028口
2. 1単位当たり純資産額	2.4023円 (1万口 = 24,023円)	2.4557円 (1万口 = 24,557円)

## (金融商品に関する注記)

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、国債証券を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 当計算期間については、為替予約取引を行っております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p>

	<p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

#### ・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成26年 6月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（国債証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（デリバティブ取引に関する注記）

(平成25年12月16日現在)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
通貨関連

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評 価 損 益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	英ポンド	20,000,000		20,036,809	36,809
	小計	20,000,000		20,036,809	36,809
	合 計	20,000,000		20,036,809	36,809

(注) 時価の算定方法

為替予約取引の時価の算定方法について

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。  
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しています。  
計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっています。
  - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
  - ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い受渡日として、発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。
2. 計算期間末日において対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(平成26年6月16日現在)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成25年6月18日 至平成25年12月16日)

該当事項はありません。

(自平成25年12月17日 至平成26年6月16日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(平成25年12月16日現在)

開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	26,804,127,913円
同期中における追加設定元本額	705,096,568円
同期中における一部解約元本額	889,615,981円

平成25年12月16日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンド	17,705,830,389円
スマート・インカムファンド（毎月分配型）	153,149,656円
S M A M ・年金パッシブ外国債券ファンド <非課税適格機関投資家限定>	8,747,569,094円
S M A M ・外国債券インデックスファンドV A（適格機関投資家専用）	13,059,361円
合 計	26,619,608,500円

（平成26年 6月16日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	26,619,608,500円
同期中における追加設定元本額	862,730,064円
同期中における一部解約元本額	1,063,061,536円
平成26年 6月16日現在の元本の内訳	
三井住友・DC外国債券インデックスファンド	18,001,084,325円
スマート・インカムファンド（毎月分配型）	131,165,604円
S M A M ・年金パッシブ外国債券ファンド <非課税適格機関投資家限定>	8,280,212,047円
S M A M ・外国債券インデックスファンドV A（適格機関投資家専用）	6,815,052円
合 計	26,419,277,028円

## (3) 附属明細表

## 有価証券明細表

## (a) 株式

該当事項はありません。

## (b) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 0.25	790,000	790,987.50	
		US TREASURY N/B 0.25	2,410,000	2,412,259.37	
		US TREASURY N/B 0.25	1,310,000	1,311,023.43	
		US TREASURY N/B 0.25	1,070,000	1,070,835.93	
		US TREASURY N/B 0.25	2,490,000	2,491,361.73	
		US TREASURY N/B 0.25	1,270,000	1,270,496.10	
		US TREASURY N/B 0.25	2,280,000	2,280,534.38	
		US TREASURY N/B 0.25	1,510,000	1,510,117.97	
		US TREASURY N/B 0.25	1,280,000	1,279,600.00	

US TREASURY N/B 0.25	680,000	679,575.00	
US TREASURY N/B 0.25	1,090,000	1,089,063.28	
US TREASURY N/B 0.25	950,000	948,292.97	
US TREASURY N/B 0.25	1,210,000	1,206,218.75	
US TREASURY N/B 0.25	750,000	747,187.50	
US TREASURY N/B 0.375	1,220,000	1,222,859.37	
US TREASURY N/B 0.375	1,240,000	1,243,100.00	
US TREASURY N/B 0.375	730,000	731,596.87	
US TREASURY N/B 0.375	2,420,000	2,423,781.25	
US TREASURY N/B 0.375	2,500,000	2,502,050.77	
US TREASURY N/B 0.375	280,000	280,218.75	
US TREASURY N/B 0.375	940,000	940,440.62	
US TREASURY N/B 0.375	1,030,000	1,029,919.53	
US TREASURY N/B 0.375	1,100,000	1,099,398.44	
US TREASURY N/B 0.375	1,610,000	1,608,239.06	
US TREASURY N/B 0.5	290,000	290,113.28	
US TREASURY N/B 0.5	1,350,000	1,329,117.18	
US TREASURY N/B 0.625	3,410,000	3,417,459.37	
US TREASURY N/B 0.625	480,000	480,750.00	
US TREASURY N/B 0.625	490,000	489,846.87	
US TREASURY N/B 0.625	3,940,000	3,935,382.83	
US TREASURY N/B 0.625	530,000	528,882.03	
US TREASURY N/B 0.625	280,000	278,818.75	
US TREASURY N/B 0.625	2,220,000	2,200,401.57	
US TREASURY N/B 0.625	660,000	651,285.94	
US TREASURY N/B 0.625	810,000	798,166.41	
US TREASURY N/B 0.625	540,000	530,254.69	
US TREASURY N/B 0.625	760,000	739,871.87	
US TREASURY N/B 0.75	730,000	730,000.00	
US TREASURY N/B 0.75	490,000	489,119.53	
US TREASURY N/B 0.75	400,000	397,468.75	
US TREASURY N/B 0.75	3,490,000	3,447,738.29	
US TREASURY N/B 0.75	2,150,000	2,116,910.16	
US TREASURY N/B 0.75	520,000	510,371.87	
US TREASURY N/B 0.75	920,000	901,312.50	
US TREASURY N/B 0.875	840,000	845,250.00	
US TREASURY N/B 0.875	1,710,000	1,718,550.00	
US TREASURY N/B 0.875	500,000	501,914.06	
US TREASURY N/B 0.875	1,310,000	1,314,093.75	

US TREASURY N/B 0.875	1,770,000	1,773,595.31	
US TREASURY N/B 0.875	1,690,000	1,690,924.22	
US TREASURY N/B 0.875	260,000	259,959.37	
US TREASURY N/B 0.875	120,000	119,906.25	
US TREASURY N/B 0.875	1,290,000	1,273,975.78	
US TREASURY N/B 0.875	130,000	124,353.12	
US TREASURY N/B 1	1,880,000	1,898,065.63	
US TREASURY N/B 1	970,000	978,790.62	
US TREASURY N/B 1	1,940,000	1,956,368.75	
US TREASURY N/B 1	550,000	552,406.25	
US TREASURY N/B 1	230,000	226,747.65	
US TREASURY N/B 1	1,330,000	1,282,722.66	
US TREASURY N/B 1	670,000	643,932.81	
US TREASURY N/B 1	430,000	412,598.43	
US TREASURY N/B 1	270,000	258,082.03	
US TREASURY N/B 1.125	1,340,000	1,303,568.75	
US TREASURY N/B 1.125	810,000	778,232.81	
US TREASURY N/B 1.125	920,000	878,959.37	
US TREASURY N/B 1.125	760,000	724,850.00	
US TREASURY N/B 1.25	1,330,000	1,347,144.53	
US TREASURY N/B 1.25	1,110,000	1,124,828.91	
US TREASURY N/B 1.25	330,000	334,589.06	
US TREASURY N/B 1.25	2,160,000	2,134,856.26	
US TREASURY N/B 1.25	420,000	414,553.12	
US TREASURY N/B 1.25	1,280,000	1,259,900.00	
US TREASURY N/B 1.25	640,000	627,450.00	
US TREASURY N/B 1.25	1,070,000	1,039,739.06	
US TREASURY N/B 1.25	1,030,000	992,742.97	
US TREASURY N/B 1.375	2,040,000	2,072,671.88	
US TREASURY N/B 1.375	290,000	289,773.43	
US TREASURY N/B 1.375	290,000	289,388.28	
US TREASURY N/B 1.375	1,810,000	1,801,091.41	
US TREASURY N/B 1.375	1,230,000	1,221,735.93	
US TREASURY N/B 1.375	900,000	892,265.62	
US TREASURY N/B 1.375	2,030,000	2,006,369.54	
US TREASURY N/B 1.375	1,290,000	1,254,021.10	
US TREASURY N/B 1.375	1,180,000	1,140,359.37	
US TREASURY N/B 1.5	500,000	510,156.25	
US TREASURY N/B 1.5	2,070,000	2,112,370.31	

US TREASURY N/B 1.5	1,260,000	1,261,968.75	
US TREASURY N/B 1.5	1,310,000	1,305,394.52	
US TREASURY N/B 1.5	1,450,000	1,442,750.00	
US TREASURY N/B 1.5	290,000	288,278.12	
US TREASURY N/B 1.5	1,490,000	1,480,105.47	
US TREASURY N/B 1.625	970,000	968,560.16	
US TREASURY N/B 1.625	1,560,000	1,555,978.13	
US TREASURY N/B 1.625	2,290,000	2,157,788.29	
US TREASURY N/B 1.625	1,840,000	1,725,143.75	
US TREASURY N/B 1.75	510,000	519,044.53	
US TREASURY N/B 1.75	490,000	502,250.00	
US TREASURY N/B 1.75	720,000	727,650.00	
US TREASURY N/B 1.75	1,460,000	1,430,685.94	
US TREASURY N/B 1.75	610,000	582,978.90	
US TREASURY N/B 1.75	1,860,000	1,747,092.19	
US TREASURY N/B 1.875	1,840,000	1,873,062.50	
US TREASURY N/B 1.875	500,000	513,164.06	
US TREASURY N/B 1.875	1,120,000	1,148,700.00	
US TREASURY N/B 1.875	420,000	430,598.43	
US TREASURY N/B 1.875	310,000	307,917.18	
US TREASURY N/B 2	810,000	831,895.31	
US TREASURY N/B 2	480,000	494,175.00	
US TREASURY N/B 2	290,000	289,954.68	
US TREASURY N/B 2	710,000	707,282.03	
US TREASURY N/B 2	870,000	864,494.53	
US TREASURY N/B 2	1,950,000	1,930,500.00	
US TREASURY N/B 2	1,900,000	1,863,781.25	
US TREASURY N/B 2	1,040,000	1,016,681.25	
US TREASURY N/B 2	1,820,000	1,753,171.87	
US TREASURY N/B 2.125	1,460,000	1,487,831.25	
US TREASURY N/B 2.125	860,000	883,918.75	
US TREASURY N/B 2.125	850,000	875,566.41	
US TREASURY N/B 2.125	1,510,000	1,517,196.10	
US TREASURY N/B 2.125	1,930,000	1,927,738.29	
US TREASURY N/B 2.125	2,200,000	2,184,359.38	
US TREASURY N/B 2.25	500,000	516,523.44	
US TREASURY N/B 2.25	500,000	518,828.12	
US TREASURY N/B 2.25	1,660,000	1,715,246.87	
US TREASURY N/B 2.25	2,240,000	2,251,025.01	

US TREASURY N/B 2.25	170,000	170,690.62	
US TREASURY N/B 2.375	720,000	745,593.75	
US TREASURY N/B 2.375	1,780,000	1,855,789.07	
US TREASURY N/B 2.375	650,000	675,746.09	
US TREASURY N/B 2.375	500,000	519,765.62	
US TREASURY N/B 2.375	2,140,000	2,174,607.81	
US TREASURY N/B 2.5	1,270,000	1,328,439.85	
US TREASURY N/B 2.5	1,470,000	1,467,014.06	
US TREASURY N/B 2.5	2,590,000	2,565,921.10	
US TREASURY N/B 2.625	920,000	955,721.87	
US TREASURY N/B 2.625	1,050,000	1,093,148.43	
US TREASURY N/B 2.625	930,000	977,226.56	
US TREASURY N/B 2.625	480,000	503,775.00	
US TREASURY N/B 2.625	720,000	745,200.00	
US TREASURY N/B 2.625	1,250,000	1,291,894.53	
US TREASURY N/B 2.75	1,580,000	1,660,481.25	
US TREASURY N/B 2.75	1,030,000	1,084,960.16	
US TREASURY N/B 2.75	250,000	263,593.75	
US TREASURY N/B 2.75	620,000	654,293.75	
US TREASURY N/B 2.75	730,000	767,583.59	
US TREASURY N/B 2.75	2,030,000	2,064,414.85	
US TREASURY N/B 2.75	280,000	284,156.25	
US TREASURY N/B 2.75	1,520,000	1,340,331.25	
US TREASURY N/B 2.75	860,000	756,867.19	
US TREASURY N/B 2.875	720,000	762,581.25	
US TREASURY N/B 2.875	2,650,000	2,387,277.35	
US TREASURY N/B 3	900,000	948,375.00	
US TREASURY N/B 3	2,140,000	2,257,867.19	
US TREASURY N/B 3	1,340,000	1,418,829.69	
US TREASURY N/B 3	950,000	883,871.09	
US TREASURY N/B 3.125	1,020,000	1,079,845.31	
US TREASURY N/B 3.125	1,090,000	1,157,443.75	
US TREASURY N/B 3.125	1,520,000	1,616,543.75	
US TREASURY N/B 3.125	780,000	833,625.00	
US TREASURY N/B 3.125	2,280,000	2,420,896.88	
US TREASURY N/B 3.125	1,180,000	1,128,467.19	
US TREASURY N/B 3.125	1,040,000	992,956.25	
US TREASURY N/B 3.125	720,000	683,550.00	
US TREASURY N/B 3.25	780,000	822,778.12	

US TREASURY N/B 3.25	910,000	961,329.68	
US TREASURY N/B 3.25	500,000	528,945.31	
US TREASURY N/B 3.25	830,000	882,782.81	
US TREASURY N/B 3.25	1,230,000	1,311,967.97	
US TREASURY N/B 3.375	1,460,000	1,579,765.62	
US TREASURY N/B 3.375	300,000	297,843.75	
US TREASURY N/B 3.5	810,000	876,065.62	
US TREASURY N/B 3.5	430,000	467,927.34	
US TREASURY N/B 3.5	390,000	401,821.87	
US TREASURY N/B 3.625	760,000	831,190.62	
US TREASURY N/B 3.625	1,090,000	1,193,379.68	
US TREASURY N/B 3.625	1,150,000	1,258,890.62	
US TREASURY N/B 3.625	290,000	302,166.40	
US TREASURY N/B 3.625	580,000	603,743.75	
US TREASURY N/B 3.75	480,000	526,462.50	
US TREASURY N/B 3.75	2,020,000	2,166,923.44	
US TREASURY N/B 3.75	250,000	266,269.53	
US TREASURY N/B 3.875	500,000	549,101.56	
US TREASURY N/B 3.875	1,360,000	1,490,156.25	
US TREASURY N/B 4	570,000	630,117.18	
US TREASURY N/B 4.25	1,140,000	1,193,882.81	
US TREASURY N/B 4.25	590,000	651,811.72	
US TREASURY N/B 4.25	370,000	429,633.59	
US TREASURY N/B 4.25	1,240,000	1,442,662.50	
US TREASURY N/B 4.375	250,000	295,117.18	
US TREASURY N/B 4.375	420,000	496,978.12	
US TREASURY N/B 4.375	1,010,000	1,196,850.00	
US TREASURY N/B 4.375	1,620,000	1,924,129.69	
US TREASURY N/B 4.5	700,000	741,835.94	
US TREASURY N/B 4.5	410,000	438,283.59	
US TREASURY N/B 4.5	80,000	88,281.25	
US TREASURY N/B 4.5	200,000	240,375.00	
US TREASURY N/B 4.5	330,000	396,850.78	
US TREASURY N/B 4.5	390,000	469,980.47	
US TREASURY N/B 4.625	830,000	909,239.06	
US TREASURY N/B 4.625	1,070,000	1,178,839.06	
US TREASURY N/B 4.625	550,000	676,328.12	
US TREASURY N/B 4.75	1,520,000	1,698,125.00	
US TREASURY N/B 4.75	1,380,000	1,732,546.87	

	US TREASURY N/B 4.875	410,000	448,309.37	
	US TREASURY N/B 5	260,000	334,100.00	
	US TREASURY N/B 5.125	650,000	708,195.31	
	US TREASURY N/B 5.25	210,000	266,700.00	
	US TREASURY N/B 5.25	340,000	432,464.06	
	US TREASURY N/B 5.375	590,000	768,198.43	
	US TREASURY N/B 5.5	230,000	298,460.93	
	US TREASURY N/B 6	440,000	584,306.25	
	US TREASURY N/B 6.125	320,000	436,500.00	
	US TREASURY N/B 6.25	300,000	393,539.06	
	US TREASURY N/B 6.25	550,000	775,328.12	
	US TREASURY N/B 6.5	330,000	459,060.93	
	US TREASURY N/B 7.25	1,480,000	1,672,284.37	
	US TREASURY N/B 7.5	10,000	11,648.43	
	US TREASURY N/B 8	390,000	544,385.15	
	US TREASURY N/B 8.125	680,000	895,793.75	
	US TREASURY N/B 8.75	960,000	1,178,250.00	
	US TREASURY N/B 8.75	350,000	487,785.15	
	US TREASURY N/B 8.875	200,000	266,140.62	
	US TREASURY N/B 9.875	1,890,000	2,147,660.16	
	米ドル小計 ( 邦貨換算額 : 円 )	232,470,000	238,195,402.13 (24,291,167,109)	
カナダドル	CANADA-GOV'T 1	270,000	269,905.50	
	CANADA-GOV'T 1	30,000	29,950.50	
	CANADA-GOV'T 1	270,000	269,411.40	
	CANADA-GOV'T 1.25	360,000	361,062.00	
	CANADA-GOV'T 1.25	410,000	409,585.90	
	CANADA-GOV'T 1.25	670,000	667,112.30	
	CANADA-GOV'T 1.25	200,000	197,956.00	
	CANADA-GOV'T 1.5	620,000	623,410.00	
	CANADA-GOV'T 1.5	320,000	322,643.20	
	CANADA-GOV'T 1.5	400,000	403,652.00	
	CANADA-GOV'T 1.5	420,000	422,835.00	
	CANADA-GOV'T 1.5	300,000	282,981.00	
	CANADA-GOV'T 1.75	340,000	342,811.80	
	CANADA-GOV'T 1.75	290,000	290,899.00	
	CANADA-GOV'T 2	540,000	549,439.20	
	CANADA-GOV'T 2.5	290,000	294,141.20	
	CANADA-GOV'T 2.5	160,000	162,752.00	
CANADA-GOV'T 2.75	630,000	652,522.50		

	CANADA-GOV'T 2.75	710,000	744,861.00	
	CANADA-GOV'T 3	600,000	616,968.00	
	CANADA-GOV'T 3.25	534,000	580,655.58	
	CANADA-GOV'T 3.5	460,000	505,526.20	
	CANADA-GOV'T 3.5	580,000	660,330.00	
	CANADA-GOV'T 3.75	746,000	821,047.60	
	CANADA-GOV'T 4	520,000	549,166.80	
	CANADA-GOV'T 4	400,000	432,724.00	
	CANADA-GOV'T 4	610,000	741,875.90	
	CANADA-GOV'T 4.25	460,000	509,864.00	
	CANADA-GOV'T 4.5	370,000	382,298.80	
	CANADA-GOV'T 5	670,000	918,087.60	
	CANADA-GOV'T 5.75	560,000	778,187.20	
	CANADA-GOV'T 5.75	580,000	837,630.20	
	CANADA-GOV'T 8	320,000	515,596.80	
	カナダドル小計 (邦貨換算額：円)	14,640,000	16,147,890.18 (1,516,932,803)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVT. 2.75	770,000	705,229.14	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25	500,000	502,400.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25	410,000	387,778.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 3.25	150,000	134,925.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 4.25	740,000	769,230.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 4.25	340,000	352,410.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 4.5	890,000	945,358.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 4.5	320,000	329,152.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 4.75	810,000	833,020.20	
	AUSTRALIAN GOVT. 4.75	730,000	758,798.50	
	AUSTRALIAN GOVT. 4.75	520,000	559,000.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.25	840,000	916,608.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.5	413,000	448,146.30	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.5	740,000	841,528.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	800,000	912,320.00	
	AUSTRALIAN GOVT. 5.75	740,000	851,000.00	
AUSTRALIAN GOVT. 6	820,000	887,076.00		
	オーストラリアドル小計 (邦貨換算額：円)	10,533,000	11,133,979.14 (1,065,855,823)	
英ポンド	TREASURY 1	1,110,000	1,092,240.00	
	TREASURY 1.25	1,460,000	1,426,785.00	
	TREASURY 1.75	950,000	961,998.50	

TREASURY 1.75	370,000	364,339.00	
TREASURY 1.75	720,000	673,452.00	
TREASURY 2	900,000	916,290.00	
TREASURY 2.25	1,150,000	1,103,402.00	
TREASURY 2.75	240,000	237,448.80	
TREASURY 3.25	530,000	507,316.00	
TREASURY 3.5	390,000	399,020.70	
TREASURY 3.75	620,000	671,187.20	
TREASURY 3.75	1,100,000	1,196,140.00	
TREASURY 3.75	520,000	565,817.20	
TREASURY 3.75	670,000	712,880.00	
TREASURY 4	866,000	922,290.00	
TREASURY 4	800,000	885,240.00	
TREASURY 4	630,000	716,184.00	
TREASURY 4.25	660,000	745,747.20	
TREASURY 4.25	430,000	485,869.90	
TREASURY 4.25	790,000	894,769.80	
TREASURY 4.25	370,000	420,586.40	
TREASURY 4.25	520,000	594,162.40	
TREASURY 4.25	640,000	740,768.00	
TREASURY 4.25	870,000	1,018,039.20	
TREASURY 4.25	650,000	771,147.00	
TREASURY 4.5	600,000	668,988.00	
TREASURY 4.5	999,000	1,166,712.12	
TREASURY 4.5	650,000	776,230.00	
TREASURY 4.75	190,000	199,437.30	
TREASURY 4.75	970,000	1,105,218.00	
TREASURY 4.75	720,000	859,680.00	
TREASURY 4.75	870,000	1,061,574.00	
TREASURY 5	700,000	784,392.00	
TREASURY 5	350,000	418,341.00	
TREASURY 6	980,000	1,307,516.00	
TREASURY 8	770,000	853,006.00	
TREASURY 8	790,000	1,076,770.00	
TREASURY 8.75	350,000	429,047.50	
英債券小計 (邦貨換算額:円)	26,895,000	29,730,032.22 (5,148,052,379)	
スイスフラン	SWISS (GOVT) 2	170,000	188,768.00
	SWISS (GOVT) 2.25	240,000	268,104.00

	SWISS (GOVT) 2.5	260,000	272,012.00	
	SWISS (GOVT) 3	270,000	298,863.00	
	SWISS (GOVT) 3	238,000	271,010.60	
	SWISS (GOVT) 3.75	140,000	145,250.00	
	SWISS (GOVT) 4	162,000	209,093.40	
	SWISS (GOVT) 4	224,000	306,566.40	
	SWISS (GOVT) 4.25	250,000	281,775.00	
	スイスフラン小計 (邦貨換算額：円)	1,954,000	2,241,442.40 (254,000,252)	
シンガポ ールドル	SINGAPORE GOV'T 0.5	230,000	227,091.88	
	SINGAPORE GOV'T 1.125	290,000	293,610.50	
	SINGAPORE GOV'T 2.25	37,000	37,536.50	
	SINGAPORE GOV'T 2.375	110,000	115,879.50	
	SINGAPORE GOV'T 2.5	230,000	243,248.00	
	SINGAPORE GOV'T 2.75	110,000	113,159.97	
	SINGAPORE GOV'T 2.75	140,000	131,852.00	
	SINGAPORE GOV'T 2.875	250,000	256,600.00	
	SINGAPORE GOV'T 2.875	110,000	108,559.00	
	SINGAPORE GOV'T 3	180,000	187,452.00	
	SINGAPORE GOV'T 3.125	330,000	351,879.00	
	SINGAPORE GOV'T 3.25	230,000	249,987.00	
	SINGAPORE GOV'T 3.375	90,000	94,654.26	
	SINGAPORE GOV'T 3.5	180,000	193,185.00	
	SINGAPORE GOV'T 3.75	180,000	193,041.00	
SINGAPORE GOV'T 4	120,000	135,150.00		
	シンガポールドル小計 (邦貨換算額：円)	2,817,000	2,932,885.61 (239,176,821)	
マレーシア リングgit	MALAYSIA GOVT 3.654	130,000	129,454.00	
	MALAYSIA GOVT 3.844	200,000	184,420.00	
	MALAYSIA GOVT 4.048	20,000	20,152.00	
	MALAYSIAN GOV'T 3.172	370,000	368,916.64	
	MALAYSIAN GOV'T 3.197	330,000	329,868.00	
	MALAYSIAN GOV'T 3.26	110,000	108,945.32	
	MALAYSIAN GOV'T 3.314	410,000	406,576.50	
	MALAYSIAN GOV'T 3.394	150,000	149,827.50	
	MALAYSIAN GOV'T 3.418	240,000	229,944.00	
	MALAYSIAN GOV'T 3.48	220,000	211,167.00	
	MALAYSIAN GOV'T 3.492	380,000	372,305.00	

	MALAYSIAN GOV'T 3.502	400,000	366,900.00	
	MALAYSIAN GOV'T 3.58	340,000	338,912.00	
	MALAYSIAN GOV'T 3.733	290,000	272,599.13	
	MALAYSIAN GOV'T 3.814	850,000	857,182.50	
	MALAYSIAN GOV'T 3.835	330,000	332,376.00	
	MALAYSIAN GOV'T 3.889	370,000	369,704.00	
	MALAYSIAN GOV'T 3.892	210,000	200,403.00	
	MALAYSIAN GOV'T 4.012	710,000	719,620.50	
	MALAYSIAN GOV'T 4.127	280,000	267,526.00	
	MALAYSIAN GOV'T 4.16	340,000	343,740.00	
	MALAYSIAN GOV'T 4.181	180,000	181,962.00	
	MALAYSIAN GOV'T 4.24	650,000	662,935.00	
	MALAYSIAN GOV'T 4.262	870,000	887,356.50	
	MALAYSIAN GOV'T 4.378	690,000	709,285.50	
	MALAYSIAN GOV'T 4.392	320,000	323,840.00	
	MALAYSIAN GOV'T 4.498	230,000	232,990.00	
	MALAYSIAN GOV'T 4.72	280,000	285,264.00	
	MALAYSIAN GOV'T 5.248	240,000	261,084.00	
	MALAYSIAN GOV'T 5.734	680,000	739,228.00	
	マレーシアリングット小計 ( 邦貨換算額 : 円 )	10,820,000	10,864,484.09 (343,860,921)	
スウェーデン クローナ	SWEDISH GOVRNMNT 1.5	3,180,000	3,094,012.80	
	SWEDISH GOVRNMNT 2.5	1,270,000	1,337,589.40	
	SWEDISH GOVRNMNT 3	2,250,000	2,364,975.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5	2,340,000	2,668,021.20	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.5	1,740,000	2,032,059.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 3.75	2,550,000	2,790,720.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 4.25	3,520,000	4,039,270.40	
	SWEDISH GOVRNMNT 4.5	2,660,000	2,783,690.00	
	SWEDISH GOVRNMNT 5	2,560,000	3,129,600.00	
	スウェーデンクローナ小計 ( 邦貨換算額 : 円 )	22,070,000	24,239,937.80 (371,840,645)	
ノルウェー クローネ	NORWEGIAN GOV'T 2	2,330,000	2,237,499.00	
	NORWEGIAN GOV'T 3	870,000	896,361.00	
	NORWEGIAN GOV'T 3.75	2,300,000	2,525,515.00	
	NORWEGIAN GOV'T 4.25	2,480,000	2,666,496.00	
	NORWEGIAN GOV'T 4.5	2,390,000	2,682,775.00	
	ノルウェークローネ小計	10,370,000	11,008,646.00	

(邦貨換算額：円)			(187,367,154)	
デンマーク クローネ	DENMARK - BULLET 1.5	1,940,000	1,954,162.00	
	DENMARK - BULLET 2.5	2,270,000	2,400,298.00	
	DENMARK - BULLET 3	1,670,000	1,905,971.00	
	DENMARK - BULLET 4	3,160,000	3,336,328.00	
	DENMARK - BULLET 4	2,100,000	2,369,010.00	
	DENMARK - BULLET 4	3,780,000	4,461,534.00	
	DENMARK - BULLET 4.5	4,720,000	6,650,008.00	
	DENMARK - BULLET 7	3,220,000	4,954,614.00	
デンマーククローネ小計 (邦貨換算額：円)		22,860,000	28,031,925.00	(518,870,931)
メキシコペ ソ	MEXICAN BONOS 10	4,170,000	5,575,552.71	
	MEXICAN BONOS 10	4,890,000	6,850,738.41	
	MEXICAN BONOS 4.75	2,270,000	2,295,764.50	
	MEXICAN BONOS 5	6,100,000	6,298,860.00	
	MEXICAN BONOS 6	2,840,000	2,920,940.00	
	MEXICAN BONOS 6.25	6,150,000	6,484,252.50	
	MEXICAN BONOS 6.5	5,200,000	5,572,320.00	
	MEXICAN BONOS 6.5	3,950,000	4,206,552.50	
	MEXICAN BONOS 7.25	4,120,000	4,473,908.00	
	MEXICAN BONOS 7.5	4,090,000	4,670,780.00	
	MEXICAN BONOS 7.75	4,850,000	5,423,027.50	
	MEXICAN BONOS 7.75	3,740,000	4,276,316.00	
	MEXICAN BONOS 7.75	1,230,000	1,408,556.64	
	MEXICAN BONOS 7.75	1,550,000	1,759,715.00	
	MEXICAN BONOS 8	5,160,000	5,518,104.00	
	MEXICAN BONOS 8	3,070,000	3,541,552.00	
	MEXICAN BONOS 8	4,200,000	4,924,920.00	
	MEXICAN BONOS 8.5	4,650,000	5,403,300.00	
	MEXICAN BONOS 8.5	3,850,000	4,718,837.20	
MEXICAN BONOS 8.5	4,900,000	5,997,590.20		
メキシコペソ小計 (邦貨換算額：円)		80,980,000	92,321,587.16	(723,801,243)
ポーランド ズロチ	POLAND GOVT BOND	420,000	408,366.00	
	POLAND GOVT BOND	470,000	451,670.00	
	POLAND GOVT BOND	630,000	598,500.00	
	POLAND GOVT BOND 2.5	610,000	598,410.00	
	POLAND GOVT BOND 3.75	910,000	936,390.00	

	POLAND GOVT BOND 4	730,000	757,886.00	
	POLAND GOVT BOND 4.75	890,000	930,940.00	
	POLAND GOVT BOND 4.75	710,000	748,340.00	
	POLAND GOVT BOND 5	1,270,000	1,323,340.00	
	POLAND GOVT BOND 5.25	1,180,000	1,273,338.00	
	POLAND GOVT BOND 5.25	1,240,000	1,378,880.00	
	POLAND GOVT BOND 5.5	600,000	668,400.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75	970,000	1,120,059.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75	370,000	430,569.00	
	POLAND GOVT BOND 5.75	600,000	729,906.00	
	POLAND GOVT BOND 6.25	990,000	1,037,520.00	
	ポーランドズロチ小計 ( 邦貨換算額 : 円 )	12,590,000	13,392,514.00 (447,443,892)	
南アフリカ ランド	REP SOUTH AFRICA 10.5	5,500,000	6,377,250.00	
	REP SOUTH AFRICA 6.25	3,020,000	2,220,002.00	
	REP SOUTH AFRICA 6.5	3,460,000	2,538,256.00	
	REP SOUTH AFRICA 6.75	3,130,000	2,920,290.00	
	REP SOUTH AFRICA 7	3,430,000	2,858,562.00	
	REP SOUTH AFRICA 7.25	3,840,000	3,738,816.00	
	REP SOUTH AFRICA 7.75	2,240,000	2,166,528.00	
	REP SOUTH AFRICA 8	3,650,000	3,705,480.00	
	REP SOUTH AFRICA 8	1,020,000	939,114.00	
	REP SOUTH AFRICA 8.25	2,990,000	3,063,255.00	
	REP SOUTH AFRICA 8.5	1,070,000	1,006,977.00	
	REP SOUTH AFRICA 8.75	1,650,000	1,567,500.00	
	南アフリカランド小計 ( 邦貨換算額 : 円 )	35,000,000	33,102,030.00 (315,793,366)	
ユーロ	BELGIAN 0326 4	400,000	480,532.00	
	BELGIAN 0291 5.5	610,000	841,312.00	
	BELGIAN 0300 5.5	400,000	468,260.00	
	BELGIAN 0304 5	720,000	980,604.00	
	BELGIAN 0306 3.75	450,000	471,352.50	
	BELGIAN 0307 3.25	520,000	557,143.60	
	BELGIAN 0308 4	870,000	1,041,720.60	
	BELGIAN 0309 4	540,000	596,862.00	
	BELGIAN 0312 4	490,000	556,787.00	
	BELGIAN 0315 4	480,000	556,872.00	
	BELGIAN 0318 3.75	740,000	864,986.00	
	BELGIAN 0319 2.75	400,000	418,880.00	

BELGIAN 0320 4.25	530,000	670,010.10	
BELGIAN 0321 4.25	520,000	630,006.00	
BELGIAN 0323 3.5	380,000	417,437.60	
BELGIAN 0324 4.5	310,000	387,174.50	
BELGIAN 0325 4.25	590,000	718,207.00	
BELGIAN 0327 3	330,000	368,487.90	
BELGIAN 0328 2.25	530,000	556,924.00	
BELGIAN 0329 1.25	470,000	485,571.10	
BELGIAN 0331 3.75	200,000	232,996.00	
BELGIAN 0332 2.6	480,000	512,606.40	
BELGIAN 0333 3	180,000	187,938.00	
BTAN 1	540,000	553,203.00	
BTAN 1.75	910,000	949,202.80	
BTAN 2	1,040,000	1,061,840.00	
BTAN 2.25	1,150,000	1,192,515.50	
BTAN 2.5	1,270,000	1,333,881.00	
BTPS 1.15	100,000	100,748.00	
BTPS 1.5	230,000	233,983.60	
BTPS 2.25	270,000	278,567.10	
BTPS 2.5	560,000	589,260.00	
BTPS 2.75	610,000	629,812.80	
BTPS 2.75	790,000	827,343.30	
BTPS 3	830,000	851,123.50	
BTPS 3	1,030,000	1,065,277.50	
BTPS 3.5	460,000	497,526.80	
BTPS 3.5	950,000	1,034,673.50	
BTPS 3.5	550,000	602,376.50	
BTPS 3.5	430,000	437,064.90	
BTPS 3.75	970,000	1,005,696.00	
BTPS 3.75	870,000	920,590.50	
BTPS 3.75	1,750,000	1,864,362.50	
BTPS 3.75	490,000	543,958.80	
BTPS 3.75	670,000	742,125.50	
BTPS 3.75	910,000	1,007,488.30	
BTPS 3.75	450,000	484,956.00	
BTPS 4	1,170,000	1,266,677.10	
BTPS 4	1,580,000	1,782,319.00	
BTPS 4	1,020,000	1,073,907.00	
BTPS 4.25	1,140,000	1,290,879.00	

BTPS 4.25	790,000	900,126.00	
BTPS 4.25	870,000	992,626.50	
BTPS 4.5	360,000	375,624.00	
BTPS 4.5	910,000	1,019,855.20	
BTPS 4.5	970,000	1,098,913.00	
BTPS 4.5	960,000	1,101,052.80	
BTPS 4.5	1,260,000	1,453,599.00	
BTPS 4.5	870,000	998,238.00	
BTPS 4.5	1,090,000	1,251,243.70	
BTPS 4.5	470,000	535,156.10	
BTPS 4.75	490,000	533,879.50	
BTPS 4.75	590,000	654,180.20	
BTPS 4.75	550,000	611,132.50	
BTPS 4.75	930,000	1,092,099.00	
BTPS 4.75	1,290,000	1,509,467.70	
BTPS 4.75	590,000	681,804.00	
BTPS 4.75	530,000	598,979.50	
BTPS 5	820,000	977,874.60	
BTPS 5	720,000	854,280.00	
BTPS 5	970,000	1,152,263.00	
BTPS 5	840,000	992,754.00	
BTPS 5	680,000	799,170.00	
BTPS 5.25	1,370,000	1,550,127.60	
BTPS 5.25	1,130,000	1,373,289.00	
BTPS 5.5	990,000	1,212,750.00	
BTPS 5.5	480,000	587,174.40	
BTPS 5.75	760,000	980,362.00	
BTPS 6	1,310,000	1,723,239.50	
BTPS 6.5	1,210,000	1,633,040.20	
BTPS 7.25	510,000	722,211.00	
BTPS 9	440,000	671,404.80	
BUNDESUBL-158 1.75	830,000	848,824.40	
BUNDESUBL-159 2	890,000	919,877.30	
BUNDESUBL-160 2.75	780,000	818,352.60	
BUNDESUBL-161 1.25	610,000	627,281.30	
BUNDESUBL-162 0.75	850,000	865,878.00	
BUNDESUBL-163 0.5	790,000	799,519.50	
BUNDESUBL-164 0.5	580,000	587,412.40	
BUNDESUBL-165 0.5	520,000	526,177.60	

BUNDESUBL-166 0.25	690,000	691,193.70	
BUNDESUBL-167 1	600,000	618,408.00	
BUNDESUBL-168 1	440,000	453,279.20	
BUNDESUBL-169 0.5	460,000	462,336.80	
BUNDESSCHATZANW 0	600,000	599,958.00	
BUNDESSCHATZANW 0	380,000	379,931.60	
BUNDESSCHATZANW 0.25	240,000	240,708.00	
BUNDESSCHATZANW 0.25	370,000	371,431.90	
BUNDESSCHATZANW 0.25	210,000	210,930.30	
DEUTSCHLAND REP 1.5	800,000	828,160.00	
DEUTSCHLAND REP 1.5	560,000	576,788.80	
DEUTSCHLAND REP 1.5	800,000	821,320.00	
DEUTSCHLAND REP 1.5	160,000	162,040.00	
DEUTSCHLAND REP 1.75	880,000	930,626.40	
DEUTSCHLAND REP 1.75	660,000	685,938.00	
DEUTSCHLAND REP 2	870,000	939,426.00	
DEUTSCHLAND REP 2	510,000	544,210.80	
DEUTSCHLAND REP 2.25	810,000	890,352.00	
DEUTSCHLAND REP 2.25	830,000	912,377.50	
DEUTSCHLAND REP 2.5	1,070,000	1,193,884.60	
DEUTSCHLAND REP 2.5	480,000	500,568.00	
DEUTSCHLAND REP 2.5	120,000	124,821.60	
DEUTSCHLAND REP 3	370,000	423,298.50	
DEUTSCHLAND REP 3.25	960,000	992,448.00	
DEUTSCHLAND REP 3.25	810,000	932,877.00	
DEUTSCHLAND REP 3.25	820,000	958,539.00	
DEUTSCHLAND REP 3.25	600,000	719,358.00	
DEUTSCHLAND REP 3.5	510,000	537,514.50	
DEUTSCHLAND REP 3.5	1,070,000	1,237,187.50	
DEUTSCHLAND REP 3.75	700,000	766,129.00	
DEUTSCHLAND REP 3.75	1,280,000	1,480,742.40	
DEUTSCHLAND REP 4	700,000	756,735.00	
DEUTSCHLAND REP 4	1,110,000	1,261,959.00	
DEUTSCHLAND REP 4	920,000	1,200,784.00	
DEUTSCHLAND REP 4.25	800,000	901,224.00	
DEUTSCHLAND REP 4.25	700,000	814,121.00	
DEUTSCHLAND REP 4.25	860,000	1,183,231.00	
DEUTSCHLAND REP 4.75	540,000	734,832.00	
DEUTSCHLAND REP 4.75	640,000	904,819.20	

DEUTSCHLAND REP 4.75	780,000	1,157,231.40	
DEUTSCHLAND REP 5.5	780,000	1,157,832.00	
DEUTSCHLAND REP 5.625	390,000	570,160.50	
DEUTSCHLAND REP 6	480,000	537,374.40	
DEUTSCHLAND REP 6.25	400,000	580,932.00	
DEUTSCHLAND REP 6.25	400,000	629,348.00	
DEUTSCHLAND REP 6.5	490,000	765,541.70	
FINNISH GOV'T 1.125	210,000	216,568.80	
FINNISH GOV'T 1.5	110,000	110,814.00	
FINNISH GOV'T 1.625	180,000	184,514.40	
FINNISH GOV'T 1.75	200,000	206,180.00	
FINNISH GOV'T 1.875	210,000	220,122.00	
FINNISH GOV'T 2	160,000	166,084.80	
FINNISH GOV'T 2.625	110,000	115,071.00	
FINNISH GOV'T 2.75	250,000	271,337.50	
FINNISH GOV'T 3.375	360,000	413,758.80	
FINNISH GOV'T 3.5	250,000	291,187.50	
FINNISH GOV'T 3.875	260,000	290,810.00	
FINNISH GOV'T 4	310,000	379,951.50	
FINNISH GOV'T 4.25	240,000	250,591.20	
FINNISH GOV'T 4.375	130,000	154,628.50	
FRANCE O.A.T. 0.25	980,000	982,940.00	
FRANCE O.A.T. 0.25	200,000	200,580.00	
FRANCE O.A.T. 1	930,000	953,017.50	
FRANCE O.A.T. 1	1,370,000	1,402,263.50	
FRANCE O.A.T. 1	140,000	142,767.80	
FRANCE O.A.T. 1.75	1,300,000	1,324,804.00	
FRANCE O.A.T. 2.25	910,000	971,270.30	
FRANCE O.A.T. 2.25	940,000	984,151.80	
FRANCE O.A.T. 2.5	1,670,000	1,835,413.50	
FRANCE O.A.T. 2.5	350,000	351,907.50	
FRANCE O.A.T. 2.75	900,000	956,682.00	
FRANCE O.A.T. 3	1,550,000	1,612,387.50	
FRANCE O.A.T. 3	1,570,000	1,773,079.50	
FRANCE O.A.T. 3.25	1,600,000	1,693,760.00	
FRANCE O.A.T. 3.25	1,410,000	1,618,680.00	
FRANCE O.A.T. 3.25	570,000	614,819.10	
FRANCE O.A.T. 3.5	1,330,000	1,537,613.00	
FRANCE O.A.T. 3.5	1,530,000	1,762,758.90	

FRANCE O.A.T. 3.75	1,790,000	1,972,096.70	
FRANCE O.A.T. 3.75	1,060,000	1,232,939.00	
FRANCE O.A.T. 3.75	1,330,000	1,569,998.50	
FRANCE O.A.T. 4	520,000	592,971.60	
FRANCE O.A.T. 4	850,000	1,042,482.50	
FRANCE O.A.T. 4	660,000	829,851.00	
FRANCE O.A.T. 4	380,000	480,282.00	
FRANCE O.A.T. 4.25	1,340,000	1,519,560.00	
FRANCE O.A.T. 4.25	1,160,000	1,350,785.20	
FRANCE O.A.T. 4.25	1,070,000	1,259,978.50	
FRANCE O.A.T. 4.25	1,110,000	1,366,965.00	
FRANCE O.A.T. 4.5	840,000	1,115,016.00	
FRANCE O.A.T. 4.75	1,000,000	1,341,350.00	
FRANCE O.A.T. 5	1,050,000	1,170,697.50	
FRANCE O.A.T. 5.5	1,250,000	1,749,037.50	
FRANCE O.A.T. 5.75	940,000	1,389,132.00	
FRANCE O.A.T. 6	810,000	1,144,756.80	
FRANCE O.A.T. 8.5	860,000	1,216,839.80	
FRANCE O.A.T. 8.5	480,000	761,064.00	
IRISH GOVT 3.4	240,000	260,779.20	
IRISH GOVT 3.9	220,000	250,844.00	
IRISH GOVT 4.4	310,000	362,631.80	
IRISH GOVT 4.5	280,000	325,620.40	
IRISH GOVT 4.5	550,000	649,154.00	
IRISH GOVT 4.6	490,000	528,474.80	
IRISH GOVT 5	350,000	426,020.00	
IRISH GOVT 5.4	476,000	601,149.92	
IRISH GOVT 5.5	150,000	174,877.50	
IRISH GOVT 5.9	380,000	476,520.00	
NETHERLANDS GOVT 0	520,000	519,365.60	
NETHERLANDS GOVT 0.5	300,000	302,700.00	
NETHERLANDS GOVT 1.25	580,000	600,010.00	
NETHERLANDS GOVT 1.25	600,000	621,300.00	
NETHERLANDS GOVT 1.75	570,000	584,552.10	
NETHERLANDS GOVT 2	320,000	331,344.00	
NETHERLANDS GOVT 2.25	590,000	634,869.50	
NETHERLANDS GOVT 2.5	640,000	679,008.00	
NETHERLANDS GOVT 2.5	280,000	290,710.00	
NETHERLANDS GOVT 2.75	200,000	214,196.00	

NETHERLANDS GOVT 3.25	720,000	744,897.60	
NETHERLANDS GOVT 3.25	590,000	679,267.00	
NETHERLANDS GOVT 3.5	530,000	615,160.40	
NETHERLANDS GOVT 3.75	470,000	561,885.00	
NETHERLANDS GOVT 3.75	530,000	679,115.50	
NETHERLANDS GOVT 4	670,000	724,471.00	
NETHERLANDS GOVT 4	770,000	883,267.00	
NETHERLANDS GOVT 4	540,000	632,815.20	
NETHERLANDS GOVT 4	660,000	853,809.00	
NETHERLANDS GOVT 4.5	450,000	509,377.50	
NETHERLANDS GOVT 5.5	550,000	782,584.00	
NETHERLANDS GOVT 7.5	350,000	525,710.50	
REP OF AUSTRIA 1.15	360,000	371,304.00	
REP OF AUSTRIA 1.75	120,000	122,436.00	
REP OF AUSTRIA 1.95	190,000	202,815.50	
REP OF AUSTRIA 2.4	170,000	172,257.60	
REP OF AUSTRIA 3.15	220,000	251,427.00	
REP OF AUSTRIA 3.2	310,000	335,203.00	
REP OF AUSTRIA 3.4	120,000	139,635.60	
REP OF AUSTRIA 3.5	470,000	487,460.50	
REP OF AUSTRIA 3.5	750,000	876,960.00	
REP OF AUSTRIA 3.65	270,000	318,972.60	
REP OF AUSTRIA 3.8	120,000	162,129.60	
REP OF AUSTRIA 3.9	600,000	708,960.00	
REP OF AUSTRIA 4	610,000	663,362.80	
REP OF AUSTRIA 4.15	500,000	652,775.00	
REP OF AUSTRIA 4.3	260,000	294,177.00	
REP OF AUSTRIA 4.35	560,000	660,688.00	
REP OF AUSTRIA 4.65	500,000	577,710.00	
REP OF AUSTRIA 4.85	390,000	514,246.20	
REP OF AUSTRIA 6.25	440,000	658,988.00	
SPANISH GOV'T 2.1	580,000	601,071.40	
SPANISH GOV'T 2.75	430,000	459,252.90	
SPANISH GOV'T 3.15	1,030,000	1,074,681.40	
SPANISH GOV'T 3.25	660,000	693,264.00	
SPANISH GOV'T 3.3	860,000	908,590.00	
SPANISH GOV'T 3.75	570,000	596,123.10	
SPANISH GOV'T 3.75	660,000	732,336.00	
SPANISH GOV'T 3.8	750,000	809,760.00	

SPANISH GOV'T 3.8	750,000	823,837.50	
SPANISH GOV'T 4	810,000	842,967.00	
SPANISH GOV'T 4	790,000	898,269.50	
SPANISH GOV'T 4.1	710,000	796,336.00	
SPANISH GOV'T 4.2	850,000	923,083.00	
SPANISH GOV'T 4.25	850,000	921,655.00	
SPANISH GOV'T 4.3	1,150,000	1,322,730.00	
SPANISH GOV'T 4.4	610,000	702,293.00	
SPANISH GOV'T 4.5	670,000	753,100.10	
SPANISH GOV'T 4.6	670,000	777,682.40	
SPANISH GOV'T 4.65	540,000	632,464.20	
SPANISH GOV'T 4.7	310,000	357,585.00	
SPANISH GOV'T 4.8	910,000	1,079,305.50	
SPANISH GOV'T 4.85	760,000	903,754.00	
SPANISH GOV'T 4.9	380,000	452,447.00	
SPANISH GOV'T 5.15	290,000	352,039.70	
SPANISH GOV'T 5.15	240,000	293,287.20	
SPANISH GOV'T 5.4	610,000	750,208.50	
SPANISH GOV'T 5.5	1,410,000	1,610,262.30	
SPANISH GOV'T 5.5	1,070,000	1,316,956.00	
SPANISH GOV'T 5.75	1,000,000	1,310,870.00	
SPANISH GOV'T 5.85	730,000	918,705.00	
SPANISH GOV'T 5.9	550,000	710,039.00	
SPANISH GOV'T 6	710,000	932,727.00	
ユーロ小計 (邦貨換算額：円)	180,606,000	206,750,177.12 (28,552,199,460)	
国債証券合計		63,976,362,799 (63,976,362,799)	
合計		63,976,362,799	
(外貨建有価証券邦貨換算額合計：円)		(63,976,362,799)	

(注) 金額欄の( )内は、外貨建有価証券にかかるもので、内書きであります。

通貨	銘柄数		組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券	224銘柄	37.4%	38.0%
カナダドル	国債証券	33銘柄	2.3%	2.4%
オーストラリアドル	国債証券	17銘柄	1.6%	1.7%
英ポンド	国債証券	38銘柄	7.9%	8.0%
スイスフラン	国債証券	9銘柄	0.4%	0.4%
シンガポールドル	国債証券	16銘柄	0.4%	0.4%
マレーシアリングット	国債証券	30銘柄	0.5%	0.5%

スウェーデンクローナ	国債証券	9銘柄	0.6%	0.6%
ノルウェークローネ	国債証券	5銘柄	0.3%	0.3%
デンマーククローネ	国債証券	8銘柄	0.8%	0.8%
メキシコペソ	国債証券	20銘柄	1.1%	1.1%
ポーランドズロチ	国債証券	16銘柄	0.7%	0.7%
南アフリカランド	国債証券	12銘柄	0.5%	0.5%
ユーロ	国債証券	270銘柄	44.0%	44.6%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 「配当フォーカスマザーファンド」の状況

### (1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成25年12月16日現在)	(平成26年 6月16日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	62,926,300	14,572,355
株式	3,817,474,500	3,408,468,400
未収入金	78,178,945	5,416,147
未収配当金	1,522,000	33,122,550
未収利息	51	7
流動資産合計	3,960,101,796	3,461,579,459
資産合計	3,960,101,796	3,461,579,459
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	49,628,000	14,100,000
流動負債合計	49,628,000	14,100,000
負債合計	49,628,000	14,100,000
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	2,741,191,255	2,342,633,729
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	1,169,282,541	1,104,845,730
元本等合計	3,910,473,796	3,447,479,459
純資産合計	3,910,473,796	3,447,479,459
負債純資産合計	3,960,101,796	3,461,579,459

### (2) 注記表

(重要な会計方針の注記)

項目	自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適切ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	（平成25年12月16日現在）	（平成26年 6月16日現在）
1. 受益権総数	平成25年12月16日における受益権の総数 2,741,191,255口	平成26年 6月16日における受益権の総数 2,342,633,729口
2. 1単位当たり純資産額	1.4266円 （1万口 = 14,266円）	1.4716円 （1万口 = 14,716円）

## （金融商品に関する注記）

## . 金融商品の状況に関する事項

項目	自 平成25年12月17日 至 平成26年 6月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	<p>(1) 金融商品の内容</p> <p>1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。</p> <p>2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。</p> <p>3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等</p>

	<p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。</p> <p>また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。</p> <p>なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。</p>

#### ・金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成26年 6月16日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券（株式） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

(デリバティブ取引に関する注記)

（平成25年12月16日現在）  
該当事項はありません。

（平成26年6月16日現在）  
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成25年6月18日 至平成25年12月16日）  
該当事項はありません。

（自平成25年12月17日 至平成26年6月16日）  
該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成25年12月16日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	3,720,308,958円
同期中における追加設定元本額	4,344,637円
同期中における一部解約元本額	983,462,340円
平成25年12月16日現在の元本の内訳	
三井住友・配当フォーカスオープン	2,632,800,102円
スマート・インカムファンド（毎月分配型）	108,391,153円
合計	2,741,191,255円

（平成26年 6月16日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	2,741,191,255円
同期中における追加設定元本額	82,604,848円
同期中における一部解約元本額	481,162,374円
平成26年 6月16日現在の元本の内訳	
三井住友・配当フォーカスオープン	2,245,808,220円
スマート・インカムファンド（毎月分配型）	96,825,509円
合計	2,342,633,729円

（3）附属明細表  
有価証券明細表

（a）株式

（単位：円）

銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
大東建託	5,500	11,290.00	62,095,000	
前田道路	22,000	1,703.00	37,466,000	
大和ハウス工業	18,000	1,988.00	35,784,000	
大気社	17,500	2,315.00	40,512,500	
日本たばこ産業	32,800	3,616.00	118,604,800	
ホギメディカル	9,000	5,470.00	49,230,000	
クラレ	28,000	1,258.00	35,224,000	
旭化成	57,000	755.00	43,035,000	
J S R	20,000	1,753.00	35,060,000	
ダイキョーニシカワ	18,000	1,891.00	34,038,000	
花王	14,500	3,985.00	57,782,500	
ポーラ・オルビスホールディングス	10,000	4,175.00	41,750,000	
藤森工業	10,100	3,300.00	33,330,000	
エフピコ	6,100	3,130.00	19,093,000	
アステラス製薬	39,500	1,313.00	51,863,500	
科研製薬	35,000	2,075.00	72,625,000	
参天製薬	7,000	5,530.00	38,710,000	
M O R E S C O	15,000	1,686.00	25,290,000	
J Xホールディングス	88,000	537.00	47,256,000	
横浜ゴム	36,000	906.00	32,616,000	
ブリヂストン	18,000	3,646.00	65,628,000	
ニチアス	79,000	678.00	53,562,000	
丸一鋼管	22,500	2,601.00	58,522,500	
U A C J	80,000	374.00	29,920,000	
アサヒホールディングス	20,000	1,701.00	34,020,000	
高周波熱錬	48,000	696.00	33,408,000	
オイレス工業	18,000	2,226.00	40,068,000	
サトーホールディングス	13,200	2,497.00	32,960,400	
小松製作所	20,000	2,293.00	45,860,000	
T O W A	47,500	674.00	32,015,000	
クボタ	29,000	1,391.00	40,339,000	
アネスト岩田	57,000	632.00	36,024,000	
マブチモーター	5,100	7,840.00	39,984,000	
電気興業	52,000	633.00	32,916,000	
T O A	28,000	1,298.00	36,344,000	
日立マクセル	21,000	1,759.00	36,939,000	
スター精密	28,000	1,390.00	38,920,000	
リコー	48,000	1,224.00	58,752,000	
いすゞ自動車	54,000	642.00	34,668,000	

トヨタ自動車	25,000	5,823.00	145,575,000	
武蔵精密工業	16,500	2,553.00	42,124,500	
日信工業	16,000	1,976.00	31,616,000	
アイシン精機	10,000	3,810.00	38,100,000	
本田技研工業	24,000	3,511.00	84,264,000	
タムロン	18,000	2,515.00	45,270,000	
西日本旅客鉄道	12,000	4,356.00	52,272,000	
センコー	80,000	541.00	43,280,000	
NEC ネットエスアイ	26,000	2,392.00	62,192,000	
朝日ネット	60,000	513.00	30,780,000	
伊藤忠テクノソリューションズ	12,000	4,245.00	50,940,000	
大塚商会	3,200	14,350.00	45,920,000	
KDDI	11,000	6,009.00	66,099,000	
シークス	20,000	1,631.00	32,620,000	
伊藤忠商事	110,000	1,247.00	137,170,000	
サンリオ	12,000	3,045.00	36,540,000	
東陽テクニカ	26,000	1,154.00	30,004,000	
ローソン	9,000	7,290.00	65,610,000	
サンマルクホールディングス	6,400	5,160.00	33,024,000	
アークス	15,000	2,063.00	30,945,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	276,000	614.00	169,464,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	122,000	459.00	55,998,000	
三井住友フィナンシャルグループ	29,800	4,279.00	127,514,200	
いちよし証券	25,000	1,413.00	35,325,000	
東京海上ホールディングス	21,000	3,429.00	72,009,000	
パーク24	23,500	1,887.00	44,344,500	
ベネフィット・ワン	42,000	846.00	35,532,000	
ウェルネット	18,000	1,892.00	34,056,000	
乃村工藝社	45,000	837.00	37,665,000	
合計	2,291,700		3,408,468,400	

(b) 株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## スマート・インカムファンド(毎月分配型)

平成26年 7月31日現在

資産総額	452,864,269 円
負債総額	1,489,283 円
純資産総額( - )	451,374,986 円
発行済口数	513,974,274 口
1口当たり純資産額( / )	0.8782 円
(1万口当たり純資産額)	(8,782 円)

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

### イ 名義書換

該当事項はありません。

### ロ 受益者名簿

作成しません。

### ハ 受益者に対する特典

ありません。

## ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

### (イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記aの申請のある場合には、上記aの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

### ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### イ 資本金の額および株式数

平成26年7月31日現在

資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000 株
発行済株式総数	17,640 株

##### ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

#### ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

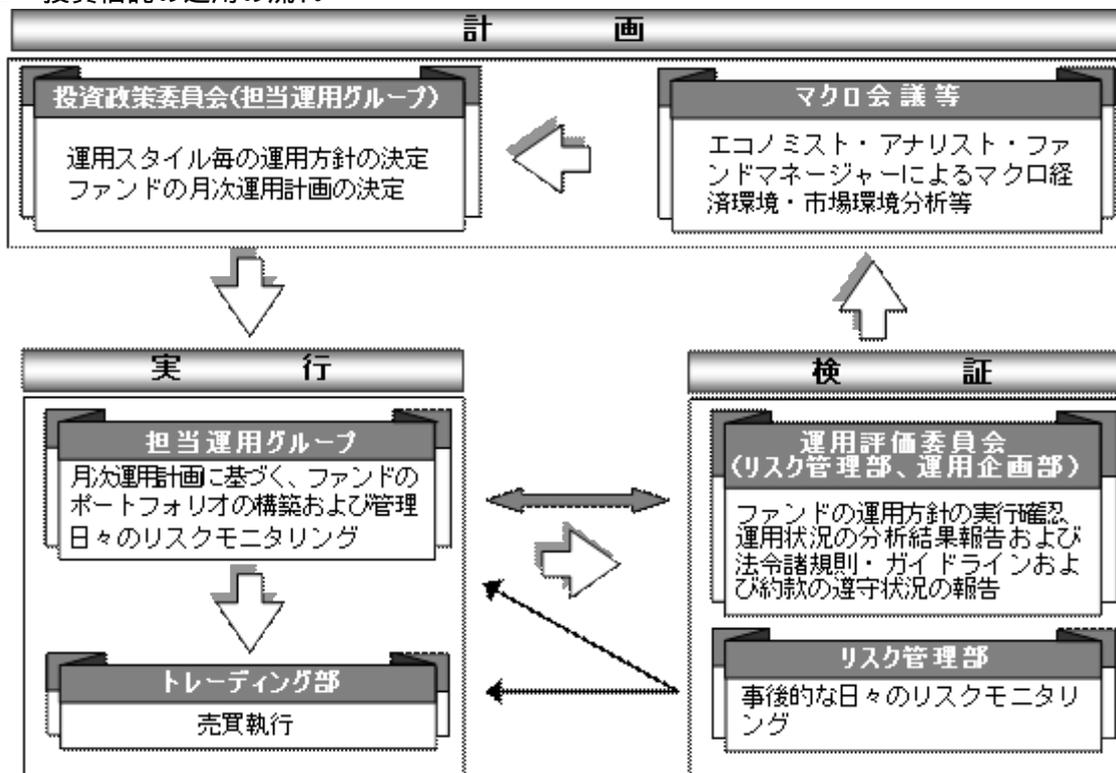
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

#### ニ 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成26年7月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成26年7月31日現在、単位：百万円）

		本数	純資産総額
株式投資信託	単体型	33 ( 13 )	210,706 ( 55,503 )
	追加型	411 ( 167 )	5,114,591 ( 3,089,483 )
	計	444 ( 180 )	5,325,296 ( 3,144,985 )
公社債投資信託	単体型	10 ( 10 )	39,035 ( 39,035 )
	追加型	4 ( 1 )	268,455 ( 178,373 )
	計	14 ( 11 )	307,490 ( 217,408 )
合計		458 ( 191 )	5,632,786 ( 3,362,394 )

（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

## 3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、当事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成25年3月31日）	当事業年度 （平成26年3月31日）
（資産の部）		
流動資産		
現金及び預金	2 17,748,821	20,615,467
有価証券	3,999,613	4,999,802

前払費用		260,095	257,741
未収入金		7,550	4,026
未収委託者報酬		3,641,029	4,128,531
未収運用受託報酬		439,648	934,710
未収投資助言報酬	2	470,228	453,941
未収収益		12,379	11,700
繰延税金資産		230,101	548,658
その他の流動資産		15,233	4,577
流動資産計		26,824,700	31,959,157
固定資産			
有形固定資産	1		
建物		138,920	124,723
器具備品		153,518	204,970
有形固定資産合計		292,438	329,694
無形固定資産			
ソフトウェア		487,128	517,480
ソフトウェア仮勘定		1,805	4,595
電話加入権		115	103
商標権		809	468
無形固定資産合計		489,857	522,646
投資その他の資産			
投資有価証券		6,914,557	6,843,224
関係会社株式		234,311	353,036
長期差入保証金		553,412	541,904
長期前払費用		13,881	41,193
会員権		9,480	9,480
繰延税金資産		409,440	463,476
投資その他の資産合計		8,135,083	8,252,316
固定資産計		8,917,379	9,104,657
資産合計		35,742,080	41,063,815

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		

預り金		47,693	61,327
未払金			
未払収益分配金		425	671
未払償還金		149,880	143,230
未払手数料	2	1,899,876	2,138,441
その他未払金		127,465	203,170
未払費用		1,235,323	1,615,419
未払消費税等		93,482	215,390
未払法人税等		630,796	1,623,022
賞与引当金		253,750	926,263
その他の流動負債		-	8
流動負債計		4,438,695	6,926,944
固定負債			
退職給付引当金		1,605,470	1,802,340
固定負債計		1,605,470	1,802,340
負債合計		6,044,166	8,729,285
（純資産の部）			
株主資本			
資本金		2,000,000	2,000,000
資本剰余金			
資本準備金		8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984	8,628,984
利益剰余金			
利益準備金		284,245	284,245
その他利益剰余金			
配当準備積立金		60,000	60,000
別途積立金		1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		16,718,237	19,227,103
利益剰余金合計		18,539,441	21,048,308
株主資本計		29,168,425	31,677,292
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		529,488	657,238
評価・換算差額等計		529,488	657,238
純資産合計		29,697,914	32,334,530
負債・純資産合計		35,742,080	41,063,815

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度		当事業年度	
	（自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日）		（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	24,965,627		30,300,842	
運用受託報酬	2,123,129		3,773,696	
投資助言報酬	1,675,512		2,117,669	
その他営業収益				
情報提供コンサルタント 業務報酬	5,000		5,000	
投資法人運用受託報酬	28,389		26,625	
サービス支援手数料	39,868		24,883	
その他	51,597		56,406	
営業収益計	28,889,125		36,305,122	
営業費用				
支払手数料	12,702,099		15,695,322	
広告宣伝費	323,773		276,591	
公告費	5,176		5,637	
調査費				
調査費	628,953		1,028,700	
委託調査費	2,491,384		3,053,376	
営業雑経費				
通信費	34,811		38,776	
印刷費	208,926		262,934	
協会費	27,115		14,337	
諸会費	13,918		32,186	
情報機器関連費	1,992,553		2,277,699	
販売促進費	14,507		40,388	
その他	103,926		117,451	
営業費用計	18,547,147		22,843,403	
一般管理費				
給料				
役員報酬	145,461		140,440	
給料・手当	4,393,347		4,900,885	
賞与	767,474		786,372	
賞与引当金繰入額	253,750		926,263	

交際費		17,677	24,915
寄付金		24	82
事務委託費		252,472	303,945
旅費交通費		184,318	196,933
租税公課		83,374	100,575
不動産賃借料		670,888	546,821
退職給付費用		173,008	330,002
固定資産減価償却費		189,990	227,090
諸経費		260,890	258,736
一般管理費計		7,392,682	8,743,067
営業利益		2,949,295	4,718,652
営業外収益			
受取配当金		36,741	50,559
有価証券利息		3,643	2,660
受取利息		5,921	5,190
時効成立分配金・償還金		961	5,958
原稿・講演料		2,696	2,456
還付加算金		78	182
雑収入		4,508	3,692
営業外収益計		54,551	70,701
営業外費用			
為替差損		25,770	29,406
雑損失		-	38
営業外費用計		25,770	29,444
経常利益		2,978,076	4,759,909
特別利益			
投資有価証券償還益		-	8,250
投資有価証券売却益		52,516	310,894
負ののれん発生益		-	186,047
企業結合に係る特定勘定取崩益		-	2,870
特別利益計		52,516	508,062
特別損失			
固定資産除却損	1	2,409	6,717
投資有価証券償還損		3,224	2,337
投資有価証券評価損		18,303	1,280
投資有価証券売却損		61,282	454
関係会社株式評価損		610	-

合併関連費用	70,655	17,767
事務所移転費用	13,795	1,313
特別損失計	170,280	29,870
税引前当期純利益	2,860,311	5,238,102
法人税、住民税及び事業税	1,223,890	2,147,762
法人税等調整額	119,459	282,886
法人税等合計	1,104,430	1,864,875
当期純利益	1,755,881	3,373,226

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		配当準備積 立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	15,791,435	17,612,639	28,241,623
当期変動額									
剰余金の配当			-				829,080	829,080	829,080
当期純利益			-				1,755,881	1,755,881	1,755,881
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			-					-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	926,801	926,801	926,801
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	16,718,237	18,539,441	29,168,425

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	76,327	76,327	28,317,951
当期変動額			
剰余金の配当		-	829,080
当期純利益		-	1,755,881
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	453,160	453,160	453,160
当期変動額合計	453,160	453,160	1,379,962
当期末残高	529,488	529,488	29,697,914

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金合 計		その他利益剰余金				
				配当準備積 立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	16,718,237	18,539,441	29,168,425
当期変動額									
剰余金の配当			-				864,360	864,360	864,360
当期純利益			-				3,373,226	3,373,226	3,373,226
株主資本以外の項 目の当期変動 額（純額）			-					-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	2,508,866	2,508,866	2,508,866
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	19,227,103	21,048,308	31,677,292

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	529,488	529,488	29,697,914
当期変動額			
剰余金の配当		-	864,360
当期純利益		-	3,373,226
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	127,749	127,749	127,749
当期変動額合計	127,749	127,749	2,636,616
当期末残高	657,238	657,238	32,334,530

## 注記事項

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 満期保有目的の債券

償却原価法

## (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

## (3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	3～20年

## (2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

## 3.引当金の計上基準

### (1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

### (2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### (未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

#### (1)概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充の改正等について改正されました。

#### (2)適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用予定であります。

#### (3)当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

### (会計上の見積りの変更)

当社は、賞与引当金の計上基準について、業績を反映したものに変更したため、見積りの方法を将来にわたり変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ553,173千円減少しております。

### (貸借対照表関係)

#### 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)

建物	223,463千円	241,339千円
器具備品	698,449千円	704,790千円

## 2 関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
現金及び預金	13,031,110千円	14,959,545千円
未収投資助言報酬	289,597千円	290,426千円
未払手数料	446,096千円	360,659千円

3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
当座貸越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	_____ - 千円	_____ - 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

## 4 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York)Inc	45,184千円	27,470千円

## (損益計算書関係)

### 1 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
建物	1,889千円	- 千円
器具備品	519千円	864千円
ソフトウェア	_____ - 千円	_____ 5,853千円
計	2,409千円	_____ 6,717千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

### 1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

### 2.剰余金の配当に関する事項

#### (1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	829,080	47,000	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの  
平成25年6月24日開催の第28回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	864,360	49,000	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	-	-	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月24日 定時株主総会	普通株式	864,360	49,000	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの  
平成26年6月26日開催の第29回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,852,200	105,000	平成26年 3月31日	平成26年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
1年以内	516,612	525,188
1年超	1,218,728	751,482
合計	1,735,341	1,276,671

(金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式及び50%出資した海外関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

#### 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	17,748,821	17,748,821	-
(2)未収委託者報酬	3,641,029	3,641,029	-
(3)未収運用受託報酬	439,648	439,648	-
(4)未収投資助言報酬	470,228	470,228	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	3,999,613	3,999,200	413
その他有価証券	6,881,219	6,881,219	-
(6)長期差入保証金	553,412	553,412	-
資産計	33,733,972	33,733,559	413
(1)未払金			
未払手数料	1,899,876	1,899,876	-
負債計	1,899,876	1,899,876	-

当事業年度(平成26年3月31日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,615,467	20,615,467	-
(2)未収委託者報酬	4,128,531	4,128,531	-
(3)未収運用受託報酬	934,710	934,710	-
(4)未収投資助言報酬	453,941	453,941	-
(5)有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,999,802	4,999,500	302
その他有価証券	6,811,166	6,811,166	-
(6)長期差入保証金	541,904	541,904	-
資産計	38,485,524	38,485,221	302
(1)未払金			
未払手数料	2,138,441	2,138,441	-
負債計	2,138,441	2,138,441	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項  
資産

(1)現金及び預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収投資助言報酬  
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿  
価額によっています。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によっ  
て、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表さ  
れている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1)未払金

未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	298	298
投資証券	33,040	31,760
合計	33,338	32,058
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	234,311	353,036
合計	234,311	353,036

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,748,821	-	-	-
未収委託者報酬	3,641,029	-	-	-
未収運用受託報酬	439,648	-	-	-
未収投資助言報酬	470,228	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	27,733	525,679	-	-
合計	26,327,460	525,679	-	-

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,615,467	-	-	-
未収委託者報酬	4,128,531	-	-	-
未収運用受託報酬	934,710	-	-	-
未収投資助言報酬	453,941	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	5,000,000	-	-	-
その他有価証券のうち				
満期があるもの	-	-	-	-
長期差入保証金	23,475	518,429	-	-
合計	31,156,125	518,429	-	-

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
-	-	-	-
小計	-	-	-
(2) 貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	3,999,613	3,999,200	413
小計	3,999,613	3,999,200	413
合計	3,999,613	3,999,200	413

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの			
-	-	-	-
小計	-	-	-
(2) 貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	4,999,802	4,999,500	302
小計	4,999,802	4,999,500	302

合計	4,999,802	4,999,500	302
----	-----------	-----------	-----

## 2. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成25年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式234,311千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、610千円です。

当事業年度(平成26年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式353,036千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 3. その他有価証券

前事業年度(平成25年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	6,212,805	5,419,133	793,672
小計	6,212,805	5,419,133	793,672
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	668,413	670,000	1,586
小計	668,413	670,000	1,586
合計	6,881,219	6,089,133	792,086

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 33,338千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、18,303千円です。

当事業年度(平成26年3月31日)

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	6,390,685	5,387,490	1,003,195
小計	6,390,685	5,387,490	1,003,195
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	420,480	424,165	3,684
小計	420,480	424,165	3,684
合計	6,811,166	5,811,655	999,510

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 32,058千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,280千円です。

## 4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
-----	---------	---------

1,042,233	52,516	61,282
-----------	--------	--------

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
2,097,321	310,894	454

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

2. 退職給付債務の額

(単位：千円)

退職給付債務	1,605,470
退職給付引当金	<u>1,605,470</u>

3. 退職給付費用の額

(単位：千円)

勤務費用	171,214
利息費用	22,339
数理計算上の差異の費用処理額	36,910
その他	16,364
退職給付費用	<u>173,008</u>

(注)その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	勤務期間を基準とする方法
割引率	1.5%
過去勤務債務の額の処理年数	1年（発生時において費用処理する方法）
数理計算上の差異の処理年数	1年（発生時において費用処理する方法）

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,605,470
勤務費用	184,549
利息費用	25,192
数理計算上の差異の発生額	21,670
過去勤務費用の発生額	27,157

退職給付の支払額	93,535
その他	75,176
退職給付債務の期末残高	1,802,340

(注) その他は、トヨタアセットマネジメント株式会社との合併により引き継いだ退職給付債務額になります。

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に記載された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

非積立型の退職給付債務	1,802,340
未認識数理計算上の差異	-
未認識過去勤務費用	-
退職給付引当金	1,802,340

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	184,549
利息費用	25,192
数理計算上の差異の費用処理額	21,670
過去勤務費用の費用処理額	27,157
その他	114,773
退職給付費用合計	330,002

(注) その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	1.5%
--------------------------------	------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、43,539千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	96,450	330,120
未払事業税	56,165	123,029
調査費	48,698	62,002
その他	10,598	33,507
繰延税金資産小計	230,101	548,658
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	230,101	548,658
固定の部		
繰延税金資産		

退職給付引当金	572,189	642,354
特定外国子会社留保金額	226,275	226,680
ソフトウェア償却	75,827	105,651
投資有価証券評価損	51,622	50,143
その他	6,428	6,970
繰延税金資産小計	932,342	1,031,799
評価性引当額	260,304	233,276
繰延税金資産合計	672,038	798,523
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	262,597	334,588
その他	-	457
繰延税金負債合計	262,597	335,046
繰延税金資産の純額	409,440	1,012,135

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	-	38.0%
(調整)		
評価性引当額の増減	-	0.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.3
住民税均等割	-	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.7
負ののれん発生益	-	1.3
企業結合に係る特定勘定取崩	-	1.5
その他	-	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	35.6

(注) 前事業年度につきましては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月31日までについては、従来の38.0%から35.6%となります。この税率変更により、繰延税金資産の純額及び法人税等調整額が、それぞれ40,739千円減少しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 トヨタアセットマネジメント株式会社

事業の内容 投資運用業等

企業結合を行った主な理由

当社とトヨタアセットマネジメント株式会社の経営統合により、地域性や商品性などの相互補完関係を活かすことで、国内における事業基盤の飛躍的な拡大と運用・商品開発力の強化、更に、経営におけるシナジー発揮などを通じ、お客様サービスのより一層の向上が行えるとの判断に至り、合併致しました。

企業結合日

平成25年4月1日

企業結合の法的形式

当社がトヨタアセットマネジメント株式会社の全株式を取得した後にいき、当社を存続会社とする吸収合併方式

結合後企業の名称

三井住友アセットマネジメント株式会社

取得した議決権比率

100%

取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによっております。

(2)財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

(3)被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	760,008千円
取得に直接要した費用	2,145千円
取得原価	762,153千円

(4)株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

当社は、トヨタアセットマネジメント株式会社の発行済株式の全てを所有していたため、合併に際しては新株の発行及び金銭等の交付はありません。

(5)発生したのれんの金額及び発生原因

負ののれん

186,047千円

発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額が、被取得企業の取得の対価算定時の企業評価に基づく投資額を上回ったことによります。

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	1,604,153千円
固定資産	258,107千円
資産合計	1,862,260千円

流動負債	619,705千円
固定負債	75,176千円
負債合計	694,881千円

(7)企業結合が当事業年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当事業年度の損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

企業結合が当事業年度の開始日に完了しているため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

前事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	24,965,627	2,123,129	1,675,512	124,856	28,889,125

### (2) 地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2. 関連情報

### (1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	30,300,842	3,773,696	2,117,669	112,914	36,305,122

### (2) 地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当社は単一セグメントのため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

## 1.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) % 直接 40	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,030,024	未払手数料	345,107
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	270,000,000	生命保険業	(被所有) % 直接27.5	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,063,467	未収投資助言報酬	289,597

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
- (2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. その他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	S M B C 日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託	委託販売手数料	1,620,156	未払手数料	195,174

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

当事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

## 1.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有) % 直接 40	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	3,299,099	未払手数料	257,411
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	270,000,000	生命保険業	(被所有) % 直接27.5	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,127,963	未収投資助言報酬	290,426

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。
- (2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
関連会社	UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.	Singapore	3,000,000 (シンガポールドル)	投資運用業	(所有) 直接50	投信の販売委託 役員の兼任	出資の引受	118,725	-	-

(注) 1. UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.の出資の引受は、新規法人設立のため行ったものであります。

### 3. その他の関係会社の子会社等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	S M B C 日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	- %	投信の販売委託 役員兼任	委託販売手数料	4,037,816	未払手数料	403,591

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

#### (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	1,683,555.22円	1,833,023.27円
1株当たり当期純利益金額	99,539.78円	191,226.00円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,755,881	3,373,226
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	1,755,881	3,373,226
期中平均株式数(株)	17,640	17,640

#### (重要な後発事象)

該当事項はございません。

#### (参考情報) トヨタアセットマネジメント株式会社の財務諸表

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に準じて、第24期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。
3. 当社は平成25年4月1日付で三井住友アセットマネジメント株式会社を存続会社として合併しております。なお、財務諸表中に記載されている「当社」は、合併前のトヨタアセットマネジメント株式会社を指しております。

独立監査人の監査報告書

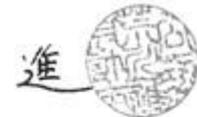
平成25年5月22日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

荒川



当監査法人は、貴社の委嘱に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明に準じて、トヨタアセットマネジメント株式会社（平成25年4月1日三井住友アセットマネジメント株式会社と合併）の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社（平成25年4月1日三井住友アセットマネジメント株式会社と合併）の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**強調事項**

重要な後発事象に記載されているとおり、トヨタアセットマネジメント株式会社と三井住友アセットマネジメント株式会社は平成25年4月1日付で合併している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	501,562	994,987
有価証券	643,270	-
前払費用	21,817	23,419
未収委託者報酬	372,005	437,440
未収運用受託報酬	92,258	110,402
未収還付法人税等	-	5,415
繰延税金資産	19,857	22,654
その他	-	9,836
流動資産合計	1,650,770	1,604,153
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	*1 17,684	*1 697
器具備品	*1 8,726	*1 3,264
有形固定資産合計	26,411	3,961
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	7,672	12,075
その他	1,207	38
無形固定資産合計	8,879	12,113
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	40,477	42,695
長期差入保証金	70,406	52,610
長期預け金	574	-
繰延税金資産	35,810	146,728
投資その他の資産合計	147,266	242,033
固定資産合計	182,555	258,108
資産合計	1,833,325	1,862,261

(単位:千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	8,489	7,801
未払代行手数料	202,085	237,521
未払金	606	201,189
未払費用	93,163	121,583

未払法人税等	6,403	-
未払消費税等	9,154	4,755
賞与引当金	27,000	46,857
流動負債合計	346,901	619,705
固定負債		
退職給付引当金	100,461	75,177
固定負債合計	100,461	75,177
負債合計	447,362	694,882
純資産の部		
株主資本		
資本金	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金	29,284	29,788
その他利益剰余金		
別途積立金	109,000	109,000
繰越利益剰余金	647,689	427,764
利益剰余金合計	785,973	566,552
株主資本合計	1,385,973	1,166,552
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	10	827
評価・換算差額等合計	10	827
純資産合計	1,385,963	1,167,379
負債・純資産合計	1,833,325	1,862,261

## ( 2 ) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)	当事業年度 (自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,177,306	1,203,017
運用受託報酬	273,573	306,131
投資助言報酬	*1 529,665 *1	430,339
営業収益合計	1,980,544	1,939,488
営業費用		
支払手数料	550,329	572,174
広告宣伝費	6,366	100

調査費		147,633		138,401
委託調査費		114,623		123,589
委託計算費		42,128		41,985
営業雑経費				
通信費		5,816		5,390
印刷費		21,775		21,494
協会費		4,239		4,591
諸会費		874		763
その他営業雑経費		3,651		3,738
営業費用合計		897,433		912,225
一般管理費				
給料				
役員報酬		83,127		73,927
給料・手当	*1	488,251	*1	475,070
賞与	*1	99,845	*1	100,723
賞与引当金繰入		27,000		46,857
福利厚生費		93,480		90,095
交際費		6,181		10,415
旅費交通費		16,469		23,984
租税公課		9,114		7,490
不動産賃借料		89,783		76,034
退職給付費用	*1	32,884	*1	37,467
固定資産減価償却費		13,584		11,128
業務委託費		49,845		58,172
諸経費		40,787		42,151
一般管理費合計		1,050,351		1,053,511
営業利益又は営業損失( )		32,760		26,248
営業外収益				
受取利息		36		52
有価証券利息		547		392
受取配当金		529		988
その他営業外収益		1,203		1,050
営業外収益合計		2,315		2,481
営業外費用				
雑損失		336		1,115
営業外費用合計		336		1,115
経常利益又は経常損失( )		34,739		24,882
特別利益				

投資有価証券売却益		71	-
特別利益合計		71	-
特別損失			
役員退職慰労金		7,750	40,700
固定資産除売却損	*2	1,020	881
合併関連費用		-	261,274
特別損失合計		8,770	302,855
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ( )		26,040	327,736
法人税、住民税及び事業税		15,259	823
法人税等調整額		5,146	114,178
法人税等合計		20,405	113,355
当期純利益又は当期純損失 ( )		5,635	214,381

## ( 3 ) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年 4月 1日 至平成24年 3月31日)	当事業年度 (自平成24年 4月 1日 至平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	600,000	600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	27,760	29,284
当期変動額		
利益準備金の積立	1,524	504
当期変動額合計	1,524	504
当期末残高	29,284	29,788
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	109,000	109,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	109,000	109,000
繰越利益剰余金		

当期首残高	658,818	647,689
当期変動額		
利益準備金の積立	1,524	504
剰余金の配当	15,240	5,040
当期純利益又は当期純損失( )	5,635	214,381
当期変動額合計	11,129	219,925
当期末残高	647,689	427,764
利益剰余金合計		
当期首残高	795,578	785,973
当期変動額		
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	15,240	5,040
当期純利益又は当期純損失( )	5,635	214,381
当期変動額合計	9,605	219,421
当期末残高	785,973	566,552
株主資本合計		
当期首残高	1,395,578	1,385,973
当期変動額		
剰余金の配当	15,240	5,040
当期純利益又は当期純損失( )	5,635	214,381
当期変動額合計	9,605	219,421
当期末残高	1,385,973	1,166,552
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	111	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	121	837
当期変動額合計	121	837
当期末残高	10	827
評価・換算差額等合計		
当期首残高	111	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	121	837
当期変動額合計	121	837
当期末残高	10	827
純資産合計		
当期首残高	1,395,689	1,385,963
当期変動額		
剰余金の配当	15,240	5,040
当期純利益又は当期純損失( )	5,635	214,381

株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	121	837
当期変動額合計	9,726	218,584
当期末残高	1,385,963	1,167,379

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。なお、預金と同様の性格を有する有価証券については、移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額の全額を計上しております。

### 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

### 減価償却方法の変更

当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 注記事項

### （貸借対照表関係）

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額

建物	63,978千円	建物	1,071千円
器具備品	57,853千円	器具備品	22,826千円
計	121,831千円	計	23,897千円

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
*1 関係会社との取引額	*1 関係会社との取引額
投資助言報酬 529,665千円	投資助言報酬 430,339千円
給料・手当 107,355千円	給料・手当 77,490千円
賞与 31,907千円	賞与 18,286千円
退職給付費用 4,200千円	退職給付費用 4,857千円
*2 固定資産除売却損は、器具備品1,020千円であります。	*2 固定資産除売却損は、建物881千円であります。
	*3 合併関連費用は三井住友アセットマネジメント株式会社との合併にかかる費用であり、以下の通りです。
	希望退職関連費用 205,102千円
	固定資産除売却損 21,460千円
	原状回復費用 17,365千円
	IT関連費用 8,026千円
	その他 9,321千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	15,240	1,270	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,040	420	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,040	420	平成24年 3月31日	平成24年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、銀行預金及び安全性の高い有価証券に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収運用受託報酬には、顧客の信用リスクが存在します。資産管理部門及び営業部門において、日常の営業活動により、顧客等の信用状況を把握するとともに、債権回収の期日管理を行い、経理部門でその回収を確認することで、回収懸念の軽減ないしは早期把握に努めています。

また、未収委託者報酬には、運用を委託されている投資信託の運用資産が悪化した場合に回収できず、当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績等からリスクは非常に低いものと考えております。

有価証券及び投資有価証券は、当社設定・運用の短期公社債投資信託並びに株式投資信託であり、組入れ有価証券について市場価格の変動リスク及び信用リスク等が存在します。当該リスクに対しては、日々、時価を把握し、組入れ有価証券の発行体の財務状況等の把握等により、リスク管理を実施するとともに、定期的に保有継続について検討を行っています。

長期差入保証金は、建物賃貸借契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されています。差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っています。

営業債務である未払費用は、全て1年以内に支払期日が到来します。これらには、流動性リスクが存在します。当社は、現状、自己資金が充分であります。キャッシュ・フローの管理等を通じて、リスクの軽減を図っています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(平成24年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありませぬ。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	501,562	501,562	
(2)有価証券	643,270	643,270	
(3)未収委託者報酬	372,005	372,005	
(4)未収運用受託報酬	92,258	92,258	
(5)投資有価証券	40,477	40,477	
(6)長期差入保証金	70,406	69,389	1,016
資産計	1,719,978	1,718,962	1,016
(1)未払代行手数料	202,085	202,085	
(2)未払費用	93,163	93,163	
負債計	295,248	295,248	

### (注1)金融商品の時価の算定方法

#### 資産

##### (1)現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

##### (3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (6)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

#### 負債

##### (1)未払代行手数料及び(2)未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

### (注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	501,562	-	-	-
未収委託者報酬	372,005	-	-	-
未収運用受託報酬	92,258	-	-	-
長期差入保証金	-	-	70,406	-
合計	965,825	-	70,406	-

当事業年度(平成25年3月31日)

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	994,987	994,987	
(2)未収委託者報酬	437,440	437,440	
(3)未収運用受託報酬	110,402	110,402	
(4)投資有価証券	42,695	42,695	
(5)長期差入保証金	52,610	52,135	475
資産計	1,638,134	1,637,659	475
(1)未払代行手数料	237,521	237,521	
(2)未払金	201,189	201,189	
(3)未払費用	121,583	121,583	
負債計	560,293	560,293	

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)未収委託者報酬及び(3)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返還予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

負債

(1)未払代行手数料、(2)未払金及び(3)未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	994,987	-	-	-
未収委託者報酬	437,440	-	-	-
未収運用受託報酬	110,402	-	-	-
長期差入保証金	50,935	1,675	-	-
合計	1,593,764	1,675	-	-

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	683,747	683,762	15
合計		683,747	683,762	15

その他有価証券の前事業年度中の売却額は515千円であり、売却益は71千円であります。

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	42,695	41,410	1,285
合計		42,695	41,410	1,285

その他有価証券の当事業年度中の売却額は643,584千円であり、売却損益は生じておりません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 (1)退職給付債務 100,461千円 (2)退職給付引当金 100,461千円	2. 退職給付債務に関する事項 (1)退職給付債務 75,177千円 (2)退職給付引当金 75,177千円
3. 退職給付費用に関する事項 (1)勤務費用(注) 32,884千円 (2)退職給付費用 32,884千円	3. 退職給付費用に関する事項 (1)勤務費用(注) 37,467千円 (2)退職給付費用 37,467千円

(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税	未払事業税
少額固定資産	賞与引当金超過額
賞与引当金超過額	未払費用
未払費用	退職給付引当金超過額
退職給付引当金超過額	資産除去債務
資産除去債務	税務上の繰越欠損金
その他	その他
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
評価性引当額	評価性引当額
繰延税金資産の純額	繰延税金資産合計
	繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金
	繰延税金負債合計
	繰延税金資産の純額
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
法定実効税率 (調整)	税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。
交際費等永久に損金に算入されない項目	
住民税均等割	
評価性引当額	
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	
その他	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が6,474千円、その他有価証券評価差額金が1千円、それぞれ減少し、法人税等調整額が6,473千円増加しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

〔関連情報〕

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益のみであるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

##### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	529,665	-

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

〔関連情報〕

#### 1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

##### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益のみであるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	430,339	-

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	100,005 百万円	損害保険業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約  役員の兼任等	投資助言報酬(注1)	529,665		
							出向者人件費(注2)	112,755		

(1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2)取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法等により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しております。

(注2)出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区	100,005 百万円	損害保険業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約  役員の兼任等	投資助言報酬(注1)	430,339		
							出向者人件費(注2)	82,689		

(1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2)取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法等により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しております。

(注2)出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## （ 1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額 115,496.94円	1株当たり純資産額 97,281.58円
1株当たり当期純利益 469.62円	1株当たり当期純損失 17,865.08円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	1株当たり当期純損失の算定上の基礎
損益計算書上の当期純利益 5,635千円	損益計算書上の当期純損失 214,381千円
普通株式に係る当期純利益 5,635千円	普通株式に係る当期純損失 214,381千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 12,000株	普通株式の期中平均株式数 12,000株

## （ 重要な後発事象）

当事業年度（自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）

三井住友アセットマネジメント株式会社との経営統合

当社は、平成24年9月28日に、三井住友アセットマネジメント株式会社、トヨタファイナンシャルサービス株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社と、平成25年4月1日を効力発生日として三井住友アセットマネジメント株式会社と経営統合する旨の合意をし、平成25年1月17日の合併契約書の締結を経て、平成25年4月1日に合併が成立致しました。

## 合併の目的

当社と三井住友アセットマネジメント株式会社との経営統合により、地域性や商品性などの相互補完関係を活かすことで、国内における事業基盤の飛躍的な拡大と運用・商品開発力の強化、更に、経営におけるシナジー発揮などを通じ、お客様サービスのより一層の向上が行えるとの判断に至り、合併致しました。

## 合併する相手会社の概要（平成24年3月期）

名称	三井住友アセットマネジメント株式会社
事業の内容	投資運用業等
資本金	2,000,000千円
純資産	28,317,951千円
総資産	33,452,870千円
営業利益	2,871,423千円
当期純利益	1,662,477千円

## 合併の方法、合併後の会社名

当該合併は、三井住友アセットマネジメント株式会社が当社の全株式を取得した後に行い、三井住友アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併方式であり、当社は解散致しました。合併後の名称は、三井住友アセットマネジメント株式会社であります。

## 合併比率、合併交付金の額、合併により発行する株式の種類及び数

三井住友アセットマネジメント株式会社は、当社の発行済株式の全てを所有していたため、合併に際しては新株の発行及び金銭等の交付はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- イ 定款の変更、その他の重要事項  
平成26年6月26日に開催された定時株主総会において、株主総会および取締役会の招集者と議長について、取締役社長に加えて取締役会長も招集者および議長となることとすることとする定款の変更が決議されました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実  
該当ありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### イ 受託会社

- (イ) 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- (ロ) 資本金の額 324,279百万円（平成26年3月末現在）
- (ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### [参考情報：再信託受託会社の概要]

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成26年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### ロ 販売会社

- (イ) 名称 東海東京証券株式会社
- (ロ) 資本金の額 6,000百万円（平成26年3月末現在）
- (ハ) 事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

#### ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

### 3【資本関係】

該当ありません。

## 第3【参考情報】

当計算期間において書類が以下の通り提出されております。

提出年月日	書類名
平成25年12月26日	臨時報告書
平成26年3月13日	有価証券報告書
平成26年3月13日	有価証券届出書
平成26年3月27日	臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 敏 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辰 巳 幸 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年7月22日

三井住友アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 敏夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスマート・インカムファンド（毎月分配型）の平成25年12月17日から平成26年6月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スマート・インカムファンド（毎月分配型）の平成26年6月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。